

## 令和4年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和4年6月16日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第85号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第3	議案 第86号	飛騨市障がい者グループホーム施設条例の一部を改正する条例について
第4	議案 第87号	指定管理者の指定について(飛騨市障がい者グループホーム)
第5	議案 第88号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第6	議案 第89号	令和4年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)
第7	議案 第90号	令和4年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)
第8		一般質問

令和4年第3回飛騨市議会定例会議事日程(追加)

令和4年6月16日 再開

日程番号	議案番号	事	件	名
追加日程第1	議案 第91号	令和4年度飛騨市一般会計補正予算(補正第2号)		
追加日程第2	議案 第92号	令和4年度飛騨市給食費特別会計補正予算(補正第1号)		

○出席議員（13名）

1番	小水	笠	原	美	保	子
2番	谷		上	雅		廣
3番	上		口	敬		信
4番	井	ケ	吹	豊		孝
5番	澤		端	浩		二
6番	住			史		朗
7番	徳		田	清		美
8番	前		島	純		次
9番	野		川	文		博
10番	籠		村	勝		憲
11番	高		山	恵	美	子
12番	葛		山	邦		子
13番			原	寛		徳
			谷			

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都		竹	淳		也
副市長	湯	之	下	明		宏
教育長	沖		畑	康		子
総務部長	谷		尻	孝		之
企画部長	森		田	雄	一	郎
市民福祉部長	藤		井	弘		史
商工観光部長	畑		上	あ	づ	さ
基盤整備部長	森			英		樹
農林部長	野		村	久		徳
環境水道部長	横		山	裕		和
教育委員会事務局長	野		村	賢		一
危機管理監	高		見	友		康
財政課長	上		畑	浩		司
会計管理者	齋		藤	和		彦
消防長	中		畑	和		也

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡		田	浩		和
書記	倉		坪	正		明
	渡		辺	莉		奈

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（澤史朗）

皆さんおはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は、配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（澤史朗）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、5番、井端議員。7番、住田議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第85号、飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について  
から

日程第7 議案第90号、令和4年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）

◎議長（澤史朗）

日程第2、議案第85号、飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例についてから日程第7、議案第90号、令和4年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）までの6案件につきましては、会議規則第35条の規定により、一括して議題といたします。

◆日程第8 一般質問

◎議長（澤史朗）

6案件の質疑と合わせてこれより日程第8、一般質問を行います。

それでは、これより順次発言を許可いたします。最初に、5番、井端議員。

〔5番 井端浩二 登壇〕

○5番（井端浩二）

皆さんおはようございます。議長のお許しをいただきましたので、大きく2つに分けて質問をさせていただきます。

まず、1つ目ですが、公立中学校の部活動、地域移行について質問させていただきます。国が指導する部活動の改革が全国に広がり、新聞等にもいろいろ掲載され、最近も休日部活、地域で指導として、公立中学校の運動部活動の改革を検討し、2025年度末を目標に休日の部活動指導を地域のスポーツクラブに委ねるとの記事がありました。12月議会でも住田議員が一般質問され、指導者に順次説明を行い、来年度から教員以外の地域の指導者が担当する地域部活動化を、一部の部活動から施行するとの説明がありました。

また、令和8年度までには平日を含めた完全移行を目指し、飛騨スポーツ協会等に委ねたいとの説明がありました。生徒にとっては学校生活の一部であり、中には将来の夢をかなえるために頑張っている生徒もいらっしゃるのではないかと思います。私の子供は部活だけは一生懸命で、

私も育成会として遠征に同行し、子供の試合を見たり、大声で応援をして楽しい思い出があります。

現在でも、外部コーチに指導していただいている部活も幾つかはあるのではないかと思います。そのような部活は移行しやすいのではないかと考えられますが、今後、地域で部活動を運営していく上で、幾つかの問題点や課題、また、国や県においても今後の動向が注目されます。制度が今までと変わらず楽しい部活動ができるようにするためにも、関係者が連携し合い、話していかなければなりません。

そこで、次の質問をさせていただきます。1つ目、地域部活動運営協議会のような運営する事務局が必要ではないか。教育委員会やスポーツ協会、学校が中心となって、地域部活動移行について協議していますが、地域部活動運営協議会のような団体組織が必要ではないかと考えるところです。今後、事務局的な団体で、指導者も子供に対する接し方や、けがをした場合の応急処置、そして、いろいろな講習会を何回か開催する必要があるのではないかと思います。

また、保険の問題や、いろいろな問題が発生した場合の協議など、今までに学校で対処してきたこともいろいろあり、事務局をスポーツ協会が運営するには無理があるのではないかと思います。運営には、当然、運営資金や人件費など予算も必要になります。今後、国や県からの補助も考えられますが、現在での市の考えをお伺いさせていただきます。

2つ目、予定している部活動の指導者は確保できているのか、何人体制にするのか。一部スポーツ少年団がない部活もありますが、スポーツ少年団の指導者が地域部活動の指導者になる可能性が高くなると思います。予定している部活動の指導者は確保できているのか。部員の人数にもよりますが、指導者は何人体制にするのか。3月の予算委員会では、指導者バンク設立がありました。その設立ができたのか。今後どうなっていくのかお伺いさせていただきます。

そして3つ目、指導者の報酬はどうするのか。現在の外部指導者は部によって異なり、無報酬で指導している指導者と、少額ですが、育成会より報酬をもらっている指導者もいるのではないかと思います。令和8年度までには、平日を含めた地域部活動になるわけですので、平日も夕方から指導するようになると仕事をしている指導者もいますので難しい問題も今後発生してくるのではないかと考えます。育成会には負担はあまりかけられませんが、指導者報酬をどう今後考えていくのか、市の考えをお伺いします。

4つ目、廃部になる部活動はあるのか。合同部活の状態はどうなのか。現在の部活動数を維持するのは困難ということですが、廃部になる部活動はあるのか、また、人数が少ない部は、合同部活動として部活バスを利用して、古川中学校と神岡中学校が合同で部活動しているようですが、どの部活動なのか。今後、合同部活動を進めていく上で問題点はないのかお伺いをさせていただきます。

5つ目、中学校体育大会は今後どうなるのか。中学校体育大会は市の大会から地区大会、そして県大会、全国大会へと子供たちは、この大会を目標に練習に励んできています。今後、この大会がどうなるのか。受け皿となるところがあるのか。市として市が開催する市大会、中学校大会をどうしていくのか、お伺いをさせていただきます。以上5つの点、よろしくお願いたします。

## ◆休憩

## ◎議長（澤史朗）

ここで、井端議員の質問中ですけれども、テレビカメラの調整のため暫時休憩といたします。

[ 休憩 午前10時06分 再開 午前10時08分 ]

## ◆再開

## ◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。では、答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

## ◎議長（澤史朗）

沖畑教育長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

[教育長 沖畑康子 登壇]

## □教育長（沖畑康子）

公立中学校の部活動の地域移行について、5点お答えいたします。

1点目、運営部隊の組織化の必要性についてでございますが、議員のご指摘どおり、運営にあたっては、学校がやっていたような指導管理から、事務まで全体を統括する事務局が必要であると考えております。それが現在ある、いずれかの組織に担っていただくのか、新たな組織を設ける必要があるのか、安心して子供たちが活動に励み、成長の喜びを味わえるような体制はどのようにしたらよいのか、どのような課題をクリアしなければならないのか。具体的なことは今後、協議会を設置して、一つ一つ検討してまいりたいと思っております。

運営資金に関しましても、これから検討してまいります。必要な経費は整えなければならないと考えております。

2番目、指導者の体制と人員確保についてでございます。現時点では、地域部活動化に向けた指導者を確保できている状況にはございません。今後、地域部活動化推進会議の中で、あらゆる可能性を探りつつスポーツ少年団の指導者や、市スポーツ協会に加盟している連盟や協会の方などの意見もお聞きしながら検討していきたいと思っております。

なお、今年度より岐阜県においては地域部活動指導者育成研修事業として、指導技術だけでなく、学校での教育方針や、部活動の意義、教育的配慮など、それから安全確保、危機管理等の知識技術を一定程度備えた指導者を育成し、ライセンスを与える取り組みが始まりました。年間で3回の講座があり、受講修了者には3年間の有効のライセンスが与えられます。今年度は11名の方が受講されています。

指導者バンク設立については、この事業を広く市民の方に紹介して、受講者を増やしながら、指導者登録数を増やしてまいりたいと考えております。

3点目、指導者への報酬についてでございます。指導者報酬については、全国的な課題となっております。これまで部活動手当は、県費で対応していましたが、地域部活動となった場合の費用については白紙の状態です。受益者負担という考え方もございますが、経済的な理由で活動しなくてもできない状況にはしてはならないと考えております。誰もが責任を持って指導に当たる

体制を整えるためには、適切な報酬をお支払いする必要があると考えます。また、そのことが指導者の持続的な確保に繋がっていくものと考えます。今後、指導者報酬のみならず、地域部活動を運営していくための必要経費を確保する上でも、国や県に対して、教育長会や校長会など様々な組織を通して、地域部活動への補助金制度の確立を強く要望していきたいと考えております。

4点目、廃部の可能性と、合同部活動の状況についてでございます。現在市内で合同チームとして活動する部活動は3つあります。古川中学校と神岡中学校のサッカー部、そしてソフトボール部、ほかに神岡中学校と高山市立北稜中学校の野球部も合同で行っております。また、北稜中学校バレー部に、神岡中学校にはバレー部はもうないのでございますが、参加させていただいて一緒に活動している生徒がおります。学校の規定により、今年度末をもって神岡中学校単独のサッカー部は正式に廃部となりますが、引き続き、古川中学校サッカー部との合同チームとして活動をしてまいります。

今後、合同部活動を進めていく上での課題としては、やはり移動手段と移動時間が挙げられます。現在、金曜日と土曜日に、神岡中学校と古川中学校の間で、ジャンボタクシーを一往復し、保護者の送迎の負担軽減に努めているところでございます。移動時間は片道三、四十分となっております。今年度の実施は検討し、また必要な改善を行ってまいります。

5点目、今後の中学校体育大会の見直しについてでございます。今回の提言にも示されていますように、現在、日本中学校体育連盟に対しては、学校から地域移行した地域のスポーツ団体等に所属する生徒の大会参加資格を緩和することや、地域スポーツ団体等の中学生が参加できない大会に対する補助や支援を見直すことが強く求められております。これを受け、全国中学校体育大会への参加の特例として、地域スポーツ団体等の中学生の全国中学校体育大会の参加を承認する方向で動き出しているところでございます。

今後、参加条件等について都道府県中学校体育連盟と協議を重ね、6月中には正式に決定される見込みとのことでございますが、スポーツクラブ等の地域の団体が参加できる方向で動いているというふうに聞いております。市の大会においても、この方針に沿うこととなります。いずれにしても、今般、運動部活動の地域移行に関する検討会議提言がまとまり、7月には、文化部活動の検討会議も提言が提出される予定と聞いております。具体的なことがようやくスタートしたところです。国や県の施策、中学校体育連盟や、各競技連盟の動きも注視しながら、具体的なところをこれから詰めてまいります。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

○5番（井端浩二）

どうもありがとうございました。指導者バンクで予算のところでは言いましたが、今の話、指導者はあまりいないということですが、指導者バンクとしてのその事業というのは現在どういう状況ですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

まだバンクについては動き出せていないところでございます。今年度中にはきちんと形を整えて順次登録をしていただけるようにしていきたいと思っております。

## ○5番（井端浩二）

その指導者ですが、当然今までの先生たちも好きな先生がいらっしやって、いろいろ先生も指導をしたいという人がいらっしやるのではないかと思います。当然素晴らしい先生もいらっしやいますので、その辺先生も当然、指導者として参加してもいいとは思いますが、その考えについてお伺いさせていただきます。

## ◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## □教育長（沖畑康子）

当然教員は、これまでも行ってきておりますので、指導者としての的確だと考えております。ただ、今後、地域の指導者としての報酬等のことになってきますと、兼業ということについての規定もございますので、そのことにつきましても国のほうを中心に検討が進められております。恐らくできるという方向で進んでいくことと考えております。

## ○5番（井端浩二）

ありがとうございます。当然、今後決めることがたくさんあって、今からだとは思いますが、文科系のクラブ、吹奏楽、そして合唱とかパソコンクラブが現在あるのですが、当然、人数が少なくて廃部しなければならない部も出てくると思いますが、今後そのような文科系のクラブについては、どのような考えで進めているのかお伺いします。

## ◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## □教育長（沖畑康子）

文化協会のほうにお話をしております、文化協会も意欲的に考えてくださっております。そこで、そのほかにも文化協会にはない活動もございますが、吹奏楽につきましては、現在、指導している協議会というのが大変意欲を持っておりまして、そういった組織が作れていかれないかということも含めて検討しております。指導者につきましては、吹奏楽についてはこれからうまくいくと思います。

ただ、そのほかにもいろいろところで募りまして、新しい活動、これまでは学校では部活動の数の制限もございましたので、できなかったような新しい活動、例えば文芸部でありますとか、そういったこともできてくるのではないかというふうに思っております。

それで、今度の場合、この人数制限で何人以下になったらできないということになるのか、それとも続けていけるのか、それはいろいろな金銭的な問題も関係してきますので、そこを含めながらできるだけ子供たちが自分の得意なことであるとか好きなことについて、一生懸命取り組んでいけるようなそんな体制を作りたい。恐らく、文科系に関しては、今よりも部活動数が増えるのではないかというふうに思っております。

## ○5番（井端浩二）

ありがとうございます。当然今いろいろな指導者の方で地域が一緒になってやっつけていかなければいけないとは思いますが、今の人数が少ない合同部活動、神岡中、あるいは北稜中学校ともやっていますが、ジャンボタクシーを利用しているということで、平日、当然午後4時頃まで学校があると思うのですが、平日30分の移動ということで、もうあまり部活動の時間がないという



ふうに感じてしまうのですが、今後その辺についての考えと、そして今、平日部活動の時間が取れないということであれば、土曜日、日曜日の練習時間が増えてくると思うんです。当然、そういった合同部活動については、そういう考えになっていくのではないかと思うのですが、その辺の平日の部活動についての今後の考え方についてはどうなんですか。合同部活動についてのその移動時間、それについてお伺いさせていただきます。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

現在、金曜日の日を1日だけ行っておりますが、午後3時半に授業を終えて移動します。ということで、少しやっぱり午後5時半くらいまでになるんですけども、部活動の時間を確保するようにしています。今後ですが、毎日そのようなことをすることは、なかなか難しいことでございます。午後3時半というのは、授業を1時間切り上げて今やっておりますが、全ての部活のように難しいこともございますので、平日の時間は、2日なり3日なり分かれて、基礎練習みたいなことを中心に行っていくという方法もあるのではないかというふうに考えております。土曜日、日曜日の休みの日に、原型式の練習が中心にできるような形でありますとか、そのことを、今後それぞれの競技の指導者であるとか、担当者と検討してまいりたいと思います。

○5番（井端浩二）

今の答弁で言いますと、当然合同部活動は金曜日と土曜日ということですが、そのほかの平日の日には自主練習ということになると思うのですが、今後、平日の部活動については、金曜日、土曜日、もしくは日曜日になるかもしれませんが、平日の日については金曜日だけが合同部活動にしていくんですか。月曜日、水曜日とかはやらないということですね、自主練習になるということですね。ちょっとその確認をさせていただきたい。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

今回行っておりますのは、平日に移動して一緒に合同で練習ができるかどうかということ、まず実証実験を行っております。これができるということであれば平日1日でありますけれども、現在におきましても、平日の部活動は、火曜日、水曜日、金曜日の3日間になります。それで、残りの2日間はそれぞれの自校で、今はそれぞれ部活顧問が担当して練習をして、人数が少ないためにゲーム形式でやることはできませんけれども、それにできる練習をしているところでございます。

○5番（井端浩二）

分かりました。今後、たくさん協議することもたくさんございますが、またいろいろな意味でまたいろいろなことを聞かせていただきたいと思いますし、子供が何しろ楽しく部活動ができるように、何とか取り組んでいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、2つ目の質問をさせていただきます。2つ目は、一人暮らし高齢者と民生児童委員について質問させていただきます。人口減少の中、少子化や核家族化が進み、高齢者だけの生活や、一人暮らし高齢者が増えてきています。近所付き合いも以前より少なくなり、特に一人暮らし高

齢者については、生活支援が心配されるところでございます。一人暮らし高齢者の自宅には、民生児童委員が月に数回訪問し、お話をしたりして様子を伺い、支援をしています。民生児童委員は厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域で住民の相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めていらっしゃいます。3年の任期があり、飛騨市でも約80人程度の民生児童委員さんが活動していただいております。大変感謝するところでございます。一人暮らし高齢者の民生児童委員について次の質問をさせていただきます。

1つ目、一人暮らし高齢者はどれぐらいいらっしゃるのか。飛騨市において、一人暮らし高齢者は何人ぐらいいらっしゃるのか。また、それぞれの一人暮らし高齢者の親族の連絡先を把握しているのか。親族がいないという一人暮らしの高齢者はいらっしゃるのか、ご確認をさせていただきます。

2つ目、一人暮らし高齢者を、近所の住民で見守ることができないか。見守りネットワークとして年1回、地域ごとに区長、区役員、民生児童委員等が集まって支援が必要な住民の情報や意見交換をしているようですが、地域によって、一人暮らし高齢者が支援の必要な方の人数の違いはあります。以前にも一般質問させていただきましたが、一人暮らし高齢者や支援が必要な方の、近所の住民でのその担当者を数名選び、プライベートを守りながら近所で見守ることができないか。そのことについては、担当者を決めている地域もあるようですが、市としても、区長会等をお願いをして、市全体で広めていったらどうかと考えますが、市のお考えをお伺いさせていただきます。

3つ目、民生児童委員は区や町内の役員とすることができないか。民生児童委員は国からの委嘱によって配属されて活動していらっしゃいます。区や町内にも、地域福祉委員がいらっしゃり、区や町内の高齢者の支援や交流作りをされていらっしゃいます。民生児童委員の任期は3年で交通費などの活動費は出るようですが、それ以外は無報酬で活動していただいております。なり手不足で困って見えるようです。福祉委員は、区や町内の役員ですので、少額ですが報酬があると思います。民生児童委員も、区や町内の役員としての配属ができないものか、お伺いをさせていただきます。

何よりも、区や町内の役員となれば、区や町内の役員に参加して、区長や福祉委員との情報交換や意見交換がしやすくなるかと考えるところでございます。市としても、民生児童委員を区や町内の役員としての配属を区長会等をお願いできないかお伺いさせていただきます。以上3点、よろしく願いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

それでは1点目、一人暮らし高齢者数についてお答えをいたします。6月1日現在の住民基本台帳では、一人暮らしの65歳以上の方は、1,641人で、全世帯の18.8%を占めていますが、これは世帯分離、施設入所者数も含んでいます。

次に、一人暮らし高齢者の親族の連絡先につきましては、市では、飛騨市避難行動要支援者支援計画により、民生委員、児童委員や区の役員の方のご協力をいただき、ご本人やご家族の同意

を得て、避難行動要支援者名簿と、個別支援プランを作成、共有しています。

緊急連絡先は、その中で記載されており、一人暮らし高齢者に限定すると、その人数は338人です。また、何らかの支援が必要な一人暮らし高齢者については、地域包括支援センターが、訪問の折に、親族の連絡先の把握に努めており、新たな事案に対しても対応しています。

一方で、親族がないという一人暮らし高齢者につきましては、実数の把握には至っておりませんが、親族とそれになり、生活に困っている高齢者については市の見守り相談員や地域包括支援センターの訪問により、各種支援サービスにつなげるよう努めています。

2点目、一人暮らし高齢者等の地域での見守りについてお答えをいたします。一人暮らし高齢者や支援が必要な方の見守り体制については、共助として地域の方々の支援が大変重要であると考えており、個別支援プランを各区と共有しています。内容は、緊急連絡先、その方の心身の状況、避難する時の留意事項、避難場所、避難支援者などが記載されており、取り組みの進んだ区では、災害時要配慮者を自ら把握され、要配慮者を誰が避難誘導するのかまでを決めています。一人暮らし高齢者に限らず、何らか支援が必要な世帯として把握し、個別支援プランを作成している件数は、現在656件で、令和3年度における進捗率は、市全体で名簿の93%まで策定完了いたしました。

議員ご提案のとおり、市では、社会福祉協議会と協力して、毎年各地区で見守りネットワーク会議を開催し、近所の方々の協力のもと、見守りにおいても、この個別支援プランを活用いただくことをお願いしておりますが、区によっては、人員不足で、そこまでの見守り体制が困難であったり、区や自治会に入っていない方については、漏れがある可能性があります。引き続き、市の見守り相談員や、地域包括支援センター、ケアマネージャーなどの福祉専門職との連携により、地域の共助の困難な方にも、個別支援プランを充足できるよう努めてまいります。

また、日常生活での不安や自宅での急病等、緊急時に迅速な対応が図れるよう、一人暮らし高齢者世帯等を対象に、緊急通報装置の無償貸与を行っており、現在261名の方が利用されています。さらに、IoTを活用した様々な見守り支援システムが普及していることを踏まえ、今年度、利用者及び家族のニーズや地域課題に見合った新たな複数のシステムを実際に使用し、有効性や課題を検討する実証実験を行っております。この成果も、今後、地域の見守りが困難な世帯への導入を図り、対応できるよう努めてまいります。

3点目、民生委員、児童委員を区などの役員にすることについてお答えをいたします。民生委員、児童委員は法に基づき、市町村ごとに都道府県条例で配置定数が定められ、知事が推薦した方を厚生労働大臣が委嘱するものとなっています。法の規定により、無報酬となっていますが、交通費や通信費などの活動費が毎年定額で県より直接支給されています。

3年任期のため、3年ごとに全国一斉に改選されます。今年はちょうどその改選期です。その選任ですが、旧町村ごとに委員の選任方法は異なっています。古川、河合、宮川地区では複数行政区で1名、あるいは1行政区1名の形で活動しているため、改選期に市から各行政区長に選任をお願いして地域で選任いただいています。そのため、選任も大きな困難はなく、行政区による委員のバックアップもあるため、委員の負担感も少なく、区との連携や情報交換もしやすい状況にあり、議員ご提案のような形はある程度できていると捉えております。

課題となっているのは、神岡地区です。神岡地区では、自治会が全ての地域を網羅していない

ことや、委員の活動範囲と自治体範囲の相違も多くあり、一部自治会を除き、自治会長への選任依頼の形が取れないため、基本的には市で適任者を探し、直接お願いしているのが現状です。

そのため、選任にも苦慮しますし、委員活動を自治会でバックアップするなどの形も取りづらく、委員の負担感も大きなものとなっています。そのため、こうしたことを市でもカバーすべく、民生委員、児童委員活動の負担軽減の見直しや、地域見守り支援員などによるバックアップ支援なども始めているところです。

議員ご指摘のとおり、自治会と委員の活動範囲が同一となり、その役員としてお願いできれば、日頃の住民対応や有事の対応も重層的になり、情報伝達や市との連携の優位性も高まります。また、委員選任も円滑にできるものとなるため、非常に望ましいことと思っております。

しかし、自治会としての長年の歩み、地域ごとの住民生活の根づき、考え方などの事情を考慮すると、市の立場であっても、地域に対してその枠組みの変更を求めていくことは非常に難しいものと考えています。今後、委員と自治会との連携が取りやすい地域では、その連携をより一層深めていただけるよう、自治会への働きかけや意見交換を行うなど、努めていきたいと思っております。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○5番（井端浩二）

ありがとうございます。今、地域見守りネットワーク会議、地域支援相談員ということでしたが、その地域相談員というのは、何人ぐらいいらっしゃるって、区には1人ぐらいずつはいらっしゃるんですか。その辺をちょっと確認させてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

議員がおっしゃったのは今、地域見守り相談員のことでよろしかったですかね。地域見守り相談員は市全体では3名です。古川2名、神岡に1名という形で、民生委員、児童委員さんの補完をしていただけるような形で、一人暮らし高齢者の方中心に訪問活動を行ったりしていただいております。

○5番（井端浩二）

今、答弁の中で地域見守りネットワーク会議ということがありましたが、それはどういった会議で、今、地域相談員が3名ということですが、どのような会議で、どのような内容の会議なんですか。確認をさせてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

すみません、齟齬があるようでございまして、地域見守りネットワークにつきましては、議員にご質問でお話いただいております区長、区役員、民生児童委員さんが集まっての会議で、今の地域見守り支援員につきましては市の直営で会計年度職員を雇用して、市が直営で雇って各地域を回っていただいているという職務でございます。

○5番（井端浩二）

分かりました。地域によっては、一軒一軒が大分離れている地域もあります。今の話、そうい

った地域の課題が残っていると書いていたのですが、それについては、今後どのような考えでいかれるのか、民生委員が見守りやすいようにするにはどうしたらいいのか、ちょっとそれについて確認させてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

地域もかなり人口減少も進んでいるところもあるかと思いますが、何とか民生委員さんの、やっぱり大変だというお話もございますし、範囲も広域のところもございますので、そこも踏まえながら市としても、今の地域見守り支援員なんかも活用しながら検討している最中でございますし、しばらくまたこの状況でまた不具合があるところがあれば随時また、市のほうとしても、支援をしていきたいなということを思っております。

○5番（井端浩二）

ごめんなさい、再度確認させていただきますが、私たちの地域では僕は近所の人地域の独居老人の方、一人暮らし高齢者の方を見守る担当になっています。何かあるとやっぱり二、三日、四、五日家が何もないと「あれ」なんてことも思ったりしますし、ごみ出しのときに見たりするといらっしゃるんだなというようなところを確認をするのですが、そういった方の今の神岡なんかはその辺がちょっと難しいという話でしたが、古川の辺ではそういった区で担当は大体決めていらっしゃるんですか。それについて確認をさせていただきます。神岡についても、今後どう進めていくのかその辺の確認だけでもう一度させていただきます。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

先ほど神岡の状況をお話させていただきましたが、全ての地域でうまくいっていないといえますか、連携が取れていないということではございません。やっぱり一部の地域ということになっております。そこにつきましては、やはり我々としても市だけで当然できるわけではなくて、やはり一番は地域の皆様のお力かなということを思っております。

改めてそのあたり各自治会の区長さんですとか、町内会長さんもいらっしゃるものですから、そういった方々と意見交換等を進めて何とかよりよい支援につなげていけるようにしていきたいなと思っております。

○5番（井端浩二）

ありがとうございます。今後、やっぱり人口減少ということもあって、やっぱり一人暮らし高齢者が今後も増えていくと思うんですね。そういったことをまたやっぱりいろいろ地域で課題を見つけて、いろいろ話し合ってもらって、また一人暮らしの方が元気で生活ができるような支援をしていただきたいと思いますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

これで私の一般質問終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

〔5番 井端浩二 着席〕

◎議長（澤史朗）

ここで、教育長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

## □教育長（沖畑康子）

すみません、先ほどのご質問の中で、時間を勘違いをしていたところがございますので訂正をさせていただきます。金曜日の合同部活動ですが、午後3時30分に神岡中学校を出発すると申しましたが午後3時に出発して、古川中学校へ午後3時40分頃着いて、部活動を始める。90分間、大体午後5時15分最終、午後5時15分までの部活動となって、それから帰ります。

## ◎議長（澤史朗）

以上で、5番、井端議員の一般質問を終わります。

## ◆休憩

ここで暫時休憩といたします。再開を10時50分といたします。

〔 休憩 午前10時43分 再開 午前10時50分 〕

## ◆再開

## ◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。1番、小笠原議員。

〔 1番 小笠原美保子 登壇 〕

## ○1番（小笠原美保子）

議長のお許しを得ましたので、早速ですが質問をいたします。今回大きく2点の質問をいたします。

まず1つ目に、命を守る防災力についてお尋ねいたします。長引くコロナ禍の影響により、ここ数年、防災訓練を行うことができませんでしたが、天災、人災を含め、災害はいつ起きるか分かりません。県内においても、大雨による災害が毎年のように起きているのが現状です。だからこそ、コロナ禍でもできる防災訓練を進めていくことが大切ではないでしょうか。以前とは違う視点に立ち、新しい考えでの、防災のあり方が求められます。

飛騨市においても本年度、総合防災訓練が6月26日に行われることとなり、市民の皆様への防災意識や住民間の繋がりを深める大切な取り組みだと安心いたしました。特に若い世代が、地域でどのように参加を進めていけばよいのか、少子高齢化が進む中において、重要な役割にもなってきます。

東日本大震災の津波で壊滅状態となった釜石市において、海からわずか500メートル足らずの近距離に位置しているにもかかわらず、釜石市立釜石中学校と鶴住居小学校の児童生徒の約570名は、地震発生と同時に全員が迅速に避難し、押し寄せる津波から生き延びることができました。皆様もよくご存知である、釜石の奇跡と呼ばれて、大反響となりました事実です。

この地域での日頃から行われ、積み重ねられてきた防災教育が実を結び、子供たちが普段から行っている行動を実践した結果、児童生徒全員の命を守りました。子供たちは、想定に捉われないう、状況下において最善を尽くす、率先避難者になるなど、徹底して身につけていたと言われていいます。災害時に自分で判断し行動できることや、地域で繋がり、協力すること、大切な命を守るために飛騨市でのお考えと取り組みについてお尋ねいたします。

1点目は、これからの避難訓練についてお尋ねいたします。コロナ前に比べて、世の中の状況が大きく変わり、以前とは避難体制も変わるのではないかと考えられます。コロナ対策も付け加えられるなど、これからの避難訓練についてどのように計画をされるのでしょうか。また、自宅の垂直避難が基本ではあると思いますが、コロナに感染した方や、濃厚接触者など、自宅待機の方へ向けた避難訓練、体制も必要ではないでしょうか。各地域で心配な点などはないのかを含め、取り組みをお尋ねいたします。

2点目は、小学校、中学校での防災教育の取り組みについてです。飛騨市内の小中学校において、防災教育の計画は年間を通じ、しっかり計画されていると伺いました。現在どのように取り組まれているのか皆様も知りたいと思われまますので、お尋ねいたします。学校内、登下校時など、状況に合わせた取り組みも必要であると思われまますので、どのように行われているのでしょうか。

また、保育園児や、小学校低学年の子供たちは、保護者の体制や協力も大きく関わってくると思われまます。合同での訓練や、保護者との連携は、どのようにされていますか。

3点目は、飛騨市在住の外国人の防災の取り組みについてです。飛騨市内に在住する外国人の方に対し、災害への備え、避難体制はどのような取り組みをされていますか。例えば、仕事であれば、各事業所で避難できると思われまますので、仕事時間外でのあらゆる場所、状況での災害発生も想定されまます。防災意識を高める必要性や、それぞれの避難場所を確認しておくなど、大切だと思われまますので、取り組みはなされているのでしょうか。災害時に孤立することのないよう、人と人との繋がりや、地域との繋がり協力体制、多言語での情報発信などが必要ではないでしょうか。

4点目、災害時のペットについてです。ペットは大切な家族の一員です。災害時に、共に避難するためには、どうすればよいのか分からない方もいらっしゃるのではないのでしょうか。避難所では一緒に過ごすことができず、在宅避難を検討する、または車中泊を余儀なくされることも想定されまます。避難所に連れてきてても、地域の方の中には動物に対してアレルギーがあったり、苦手な方もいらっしゃると思われまます。においや鳴き声によるトラブルも過去の大災害では相次ぎ、課題も多かったようです。

普段はドッグランや、お散歩の公園などとして利用できるような場所を、災害時の同行避難場所に指定されれば、日頃の散歩のルートに加えて訪れることで、ペットも慣れまますし、飼い主同士や地域の顔見知りを増やすなど、いざというときに、心強いのではないのでしょうか。もちろん、災害時にペットを受け入れていただけるように、普段からの基本的なしつけは必要ですが、行政や地域住民、ペットを飼う方が連携でき、誰もが安心して過ごせる避難所のあり方も考えたいと思われまます。どのように取り組みをなされていますか。

5点目は、ハザードマップの見える化についてです。各家庭にハザードマップを配布されていますので、家庭にいる場合は役に立つと思われまますので、外出時や、子供たちの登下校時など、家庭にいない場合、公共施設や電柱など見える場所に表示がされることで、普段から意識が高まりまますし、避難所の目安になるのではないのでしょうか。また、自分の住んでいる地域にいるとは限らず、外出していて、避難したい場合、近くに一時避難所はどこにあるのか知らない方も多いたと思われまます。避難場所には掲示されていますが、そこに行くまでの案内があることで、スムーズになりますし、すぐ分かるよう見える化をしておくことで安心ができるのではないのでしょうか。以

上お尋ねいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

それでは私からは、学校での防災教育についてお答えをいたします。

全ての小中学校では、学校安全計画を作成し、様々な災害に対し、適切に判断し、危険を回避でき、自分の命は自分で守る力を育てる教育に計画的に取り組んでおります。災害に遭ったときの命を守る対処方法を学ぶ命を守る訓練や、勇気を持って行動できる人の育成を目指す命をつなごうジュニアパラメディックプロジェクトは消防署との連携のもと、全ての学校で実施しております。

災害時の児童生徒の引き渡し訓練も、保育園、小学校、中学校が合同で実施したり、安全確保行動の定着を目的としたシェイクアウト訓練を何度も実施したり、災害時に命を守る行動に結びつく学びを目指しております。

このほかにも、近年増えてまいりましたのが、総合的な学習の時間に地域を学ぶ内容に防災への取り組みを加えることです。一学年の一年間を通して、一人一人が問いを持って防災について探求する学校。1年生では風水害について、2年生では自助と共助について、3年生では公助についてと、3年間12時間かけて、学びを深める学校、家庭と連携して各自の防災について学ぶ学校、それぞれの目的に合わせ、工夫しております。

どの学校も、出口は学んだことをプレゼンで提案したり、安全マップや減災かるたを作成し配布したりすることで、行内区の学校や地域へ発信し、防災意識の向上に貢献したいと考えております。

災害はいつどこでどのような形で発生するか分かりません。そのとき釜石の子供たちのように、その場の状況から適切に判断し、命を守る行動ができる飛騨市の子供たちに育っているか。手段は適切か。全ての子供たちの大切な命を守るために、今後も常に振り返りを行いながら、保護者や地域との連携を図り、防災教育に取り組んでまいります。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔危機管理監 高見友康 登壇〕

□危機管理監（高見友康）

私からは、これからの避難訓練についてから、ハザードマップの見える化についてまでお答えいたします。

飛騨市では平成31年以降3年間、新型コロナウイルス感染症対策等のため市民が実際に避難所に避難する水平避難訓練を実施しておりません。この結果、行政区の区長をはじめ、役員の交代等により、避難時の行動や避難所開設手順等がうまく継承されず、有事の際の対応に懸念が生じているケースが見られております。

このため、小笠原議員ご指摘のとおり、本来は垂直避難が原則ですが、本年6月の総合防災訓



練においては、市民が実際に最寄の一時避難所に水平避難する訓練を実施いたします。この際、新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、一時避難所受け付けにおいて、区役員による避難者カードの確認を受けて、速やかにご帰宅いただくことにより、屋内における3密を防ぐように計画をしております。また、コロナ感染者、濃厚接触者自宅待機の方については、全ての方の避難先、避難方法について県が感染判明時等にヒアリングを行っており、その内容は市にも毎日伝えていただいております。この情報は、感染者に関するものであることから、厳重に管理する個人情報としておりますが、万が一の際には、これにより避難に支障がないようにしております。

続きまして、飛騨市在住外国人の防災の取り組みについてお答えいたします。飛騨市内には、令和3年12月末現在で179名の外国人が居住されており、その出身国は多い順に、ベトナム、韓国、中国、フィリピン、インドネシア、イギリスとなっております。その方たちの在留資格は、特別永住者、永住者、技能実習であり、特別永住者、永住者が半数。残りの半数は技能実習です。

ご存知のとおり、永住者は基本的に日本人の配偶者か日本国内に10年以上在留し、かつ資産、技能を有することとされており、特別永住者は、サンフランシスコ平和条約締結により、日本国籍を喪失した韓国、北朝鮮、台湾出身の方々であります。これらの方は、既に地域社会とのコミュニティを形成されており、防災避難等に関しては、日本人と何ら変わらない状況にあります。

次に、技能実習の方ですが、事業所等に勤務され、仕事、時間外はそれぞれのご自宅に戻られるわけですが、いずれの方々も、事業所においてそれぞれの出身国に応じたコミュニティを形成し、人と人の繋がりや、地域との繋がりを維持されております。そのため、防災や避難に関しては、事業所等内においては事業所等を通じて、避難指示の伝達等をしていただくこととなります。

一方、居住地等では行政区長から地域コミュニティを通じて、防災や避難に関して伝達することとなりますが、外国人居住者の実態について必ずしも区の役員が十分に把握できている状況とは言えません。

このため、該当する外国人の方には防災や避難に関していち早く情報を提供するため、岐阜県危機管理部防災課の指導の下、岐阜県国際交流センターG I Cのフェイスブックにアクセスし、災害時多言語自動発信システムから情報を受信できるようにお願いをしております。このシステムは、英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、ポルトガル語、やさしい日本語の6ヶ国語での情報受信ができ、飛騨市災害対策本部からの避難情報等のみならず、河川の水位状況や、生活関連情報、イベント情報等も受信できるようになっております。

いずれにしましても、技能実習の外国人の方に対しては、今後の防災、避難について事業所との連携を強化するとともに、行政区長に対しては区の防災計画等において外国人居住者に対しても計画していただくよう依頼してあります。

続きまして、災害時のペットについてお答えいたします。市では災害が発生し、避難所を開設するときに、避難所運営を効率的に行うよう避難所運営マニュアルを作成しており、ペットの同行避難が可能である旨を記載しております。その中では原則として、屋外でケージ等を設けて飼育することとしておりますが、施設の運営面から可能な場合には、室内での飼育が必要なペットについて部屋を確保し、避難者が同伴生活をするこも検討することとしております。

一方で動物に対するアレルギー等をお持ちの方もあり、避難所施設内への同伴は、その時々々の状況に応じて対応することとしております。こうしたことから、市が管理、開設する指定避難所

においては、不特定多数の避難者が押し寄せることを踏まえ、ペットの係留、飼育場所の確保について幅広く慎重に検討を進めております。

また、区が管理、開設する一時避難所においては、ペット同行避難に対応するための取り組みについて、検討を深めていただくようにしてまいります。

議員ご指摘のドッグランやお散歩公園といった避難場所の設定については、積雪や降雨、天候、洪水、土砂災害の危険性、ペット保護のための屋根つき係留場所等の要件を考慮しますと、現実的に場所を指定することは困難な状況にあります。以上を踏まえまして、現時点では獣医師会、h部門と、関係部局、関係機関も交え、幅広く、かつ慎重に検討をしているところでございます。

併せて、ペットの飼い主に対しては、いざというときに慌てないように、普段からペットに基本的なしつけをすることや、飼い主の災害時への備えを呼びかけるとともに、全て避難所に避難することのみが避難ではなく、ペット受け入れ可能な宿泊施設や親類、知人宅等への避難も考えていただくよう周知を図ってまいります。また、避難所は元来全てが準備されているわけではありませんので、避難において、あくまでも買主自らがペットの管理を行うことが基本であるということ、今後も避難訓練を通して周知してまいります。

続きまして、ハザードマップの見える化についてお答えいたします。ハザードマップについては、令和2年度及び3年度に宮川、荒木川流域、高原川、山田川流域の洪水ハザードマップを作成し、家庭に配布しております。

さらに実際にイメージを浮かべ、危機意識を持つためには、議員ご提案のように公共施設や電柱等の見える場所に水深線等を表示することは、普段から防災意識を高め、避難の目安になり、より効果的であると考えられます。この点につき、水防災に関わる予想水深線、避難所位置等を公共施設や電柱等に提示するまるとまちごとハザードマップという事業がありまして、情報収集をしております。

この事業は、国土交通省水管理国土保全局が主管しており、平成27年6月には実施の手引きが公開され、その実施にあたっては、防災、安全交付金を受けられることとなっております。岐阜県内では可児市が既に導入していることを県を通じて確認をしております。

今後、本事業について情報収集をさらに進め、必要とされる経費、導入効果等を総合的に検討し、方向性を見いだす所存であります。

〔危機管理監 高見友康 着席〕

○1番（小笠原美保子）

ありがとうございます、よく分かりました。たくさんなのでちょっと1つずつ順番にまた教えていただきたいことを出していきたいと思うんですけども、まず学校の取り組みのところですけど、かなり具体的なお話ですし、子供たちの防災意識も高まるようなよい取り組みで、地域の方との連携も取るということなので、地域の方たちも心強いと思います。

子供の役割はとても大きいと思いますので、是非とも今後も力を入れてやっていただけたら嬉しいなと思います。登下校時ですけども、帰りは大体お子さんだけで行動していらっしゃる。訓練のときは大人の方が多分ついていらっしゃると思うんですね。なので、訓練のときから地域の方との交流であったりとか、一緒に同行していただく訓練であるとかというのがあると、ちょっと心強いのかなと思うんですけど、その点についてはどうなっていますか。

## ◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## □教育長（沖畑康子）

登下校時に地震が起きたとかそういう場合ですよね。そのことについて、具体的に子供だけの訓練を行えてはいないと思います。そのことについてどのように行っていくのかについてはこれからまた検討していきたいと考えております。いろいろなときの危険箇所については、大人と一緒に確認を行っているところでございます。

## ○1番（小笠原美保子）

ありがとうございます。その点はぜひお願いします。その防災リーダーさんとかの要請とかもちよこちよこやっぺいらっしゃるといのは伺ったんですけれども、そのときに、意外だったのが、お子さんたちがいざというときに公衆電話を使おうと思ったら、使い方が分からなかったというの伺ったんです。そういった小さなこと、一個一個なんですけども、ぜひとも実践していただいたら身につくと思うし、自信にも繋がると思うので、シミュレーションと言うんですかね、常にやっていただけるとありがたいなと思います。よろしくお願いします。

あと、避難訓練のことで伺いたいんですけども、これからずっと地域ごとで避難訓練はなされると思うんですけども、例えばその今の場合、今年の場合は受け付けでその避難者カードを出して、それで帰るといふ形でよろしかったですか。

## ◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## □危機管理監（高見友康）

現時点では、コロナの感染拡大防止のため、3密を避けるということから、受付で避難者カードを区長、あるいは区の役員の確認を受けて速やかにお帰りいただく。このようにして感染が広がらないように計画しております。

## ○1番（小笠原美保子）

分かりました。例えば本番で避難した場合は、一度に皆さんがいらっしゃると思うんですけども、そのときは、検査してから中に入るんですか、どういう状況になるんですか。

## ◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## □危機管理監（高見友康）

本番のときにおきましては、実際に感染している方については別の避難を計画しております。また、感染が判明していない体調不良の方、発熱、あるいは風邪症状をお持ちの方については受付を二段階に設置し、まず最初の受付において、検温、体調不良等の状況を確認し、その方は別のところで、再度受付ける。それ以外のところは、2番目の受付で正規の受付をする、このように計画しております。

それで、この検証につきましては今年度の市指定避難所をこれは古川小学校、古川西小学校、古川中学校等の避難所におきまして、検証をいたします。この結果、それで特に問題がなければ各避難所においてもそれを徹底するように今後周知を図る予定です。

## ○1番（小笠原美保子）

分かりました。あと3つ目、外国人の方へ向けての情報発信なんですけども、県より、G I C という情報があるとかと、今伺ったんですけども、そのことは、今、飛騨市にいらっしゃる外国の方々には知っていらっしゃるんですか。

## ◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## □危機管理監（高見友康）

承知されております。外国人の方が、飛騨市に来られた際に、住民登録をすることになっております。その住民登録の際に、受付の窓口において、パンフレット、これは防災避難に関するパンフレットで、言語は出身国の言語に応じて、個人ごとに窓口で配布するようにしています。そのパンフレットの中にこの多言語での避難情報を発信する案内をつけております。そのため、住民票登録をされた方は、全てそれをお持ちで、このシステムに加入いただいている状況です。

## ○1番（小笠原美保子）

分かりました。心強いとは思いますが。例えば情報をもらった方が、近くの避難所へ行かれることになると思うんですけども、そのときときに、地域の方々の受け入れ体制は大丈夫ですか。例えば、見て分かるように英語とか話せない地域の方々でも、絵で指し示せるものがあるとかというふうなだと、スムーズにいくかなと思うんですけど、どうなっていますか。

## □危機管理監（高見友康）

今、ご指摘いただきました避難所での外国人がスムーズに受け入れられるかというご質問と思いますが、まず住民票を登録された際に、窓口におきましてその方の住まわれる区長さん、この住所、そして名前等をお渡ししております。そして、区長さんをお尋ねして、災害時のルール、災害時にかかわらずいろいろ生活のルール等を区長さんから確認するようにということをお願いしております。この区長さんとの確認を通じて、区長さんも外国人の方がどこに住まわれているかを確認するとともに、その外国人の方も、避難時の避難場所、あるいは生活避難等のルールについて確認できるということをお願いしております。

## ○1番（小笠原美保子）

ありがとうございます。あと、ペットのところ教えてください。屋外のケージ、受け入れが可能で、屋外のケージとかを用意してくださるようなお話で室内でも受け入れられるというのは、今、お聞きしたんですけども、そのゲージですけど、それはその地区その地区で用意してあるのか、各自でそのキャリーバッグみたいなものを持って行ってその上でということなのか、そこだけ教えてください。

## □危機管理監（高見友康）

このケージ、あるいは首につなぐリード等につきましては、平素より飼い主の方に準備していただくということをお願いしております。これは平成25年以降からチラシ等を配って、ご案内をしているところです。

## ○1番（小笠原美保子）

ありがとうございます。丁寧にいろいろなことをしてくださっているので、安心しました。最後のところで、ハザードマップの見える化の話をしたんですけども、結構その観光客だったりと

か、飛騨市に慣れていない方もいらっしゃるのでは、見て分かるというのは安心して繋がると思いません。早くでき上がることを心からお祈りしますのでよろしくお祈りいたします。市民の皆様のためにも今後防災に力を入れていただいて、安心していただけるようにしていただきたいと思っております。

では、次の質問に移らせていただきます。ワクチン接種についてお尋ねいたします。新型コロナウイルスワクチンの接種が進み、発症の予防や、重症化の予防に一定の役割を果たしたと言えます。

しかし、子供たちへの接種については慎重さも必要ではないかとも言われています。接種を賛成、反対をするわけではなくメリットとデメリットを知り、しっかりと判断することが大切だと思います。我が子や孫に接種を勧めるその判断材料となる資料、データなどの情報は、厚生労働省のホームページにも載っています。が、多くの方は周りの人のために接種すべき、家族や会社や社会のために接種すべきと、言われる考え方の下に接種されているのではないのでしょうか。接種するかしないかは各自の責任で、自由な選択をされるべきでありますので、感染によるリスクの少ない子供や、若者たちの未来のためには、慎重に対応していただきたいと思ひ、3点の質問をいたします。

1つ目は、子供のワクチン接種に対し分かりやすい情報をどのようにされていますか。コロナワクチンを打つか否かというのは、子供や若者にとって健康や命に関わる大事な決断になると思います。厚生労働省より出されている5歳～11歳という小学生の全てが対象範囲となるワクチン接種についてのお知らせには、ワクチンを受ける際には、感染予防の効果と、副反応のリスクの双方について正しい知識を持っていただいた上で、保護者の意思に基づいて、接種をご判断いただくようお願いいたしますと書かれています。

飛騨市内の小児ワクチン接種についての意向調査と、接種状況については、迷っている方が希望する方を上回っております。ワクチンのしっかりした効果や、反対に副反応等のリスクを丁寧に分かりやすく周知されることが、必要でありますし、子供の一生を左右することにもなりかねないために、迷う方が多いと思われまます。正確な情報を分かりやすくどのようにお伝えをされているのでしょうか。

2つ目は、保育園や学校での差別や、同調圧力を起こさない学びについてです。ワクチンを打つ、打たないについて、いじめや差別に繋がらないよう、どのように対応されているのでしょうか。大阪の小学校では、ワクチンについて考える時間を設け、授業を行っているところもあります。先生からはワクチン接種は必ずしなければならないものではなく、それぞれの家庭で自由に選べるものと説明され、授業を終えた子供たちは考えが違うのを責めたりするのは違うと思った。また、一人一人にワクチンに対しての気持ちがあるから、他の人が勝手に決めつけては駄目なのだと思ったなどの学びがあったとのこと。

やはり自分で考え、選択をすることが大切で、それが考え方の多様性であり、各自の自由を守ることではないのでしょうか。飛騨市の子供たちへどのような取り組みをされていますか。市としての取り組み、考えをお尋ねいたします。

3つ目は、ワクチン接種後の体調不良の相談窓口についてです。先日の住田議員の質問と重複いたしますが、大事なことですので、通告通り質問させていただきます。

厚生労働省のホームページに、ワクチン接種後に亡くなられた方と、副反応の事例が公開されています。令和4年5月13日付、厚生労働省、第79回のワクチン分科会副反応検討部会の報告に

ワクチン接種後、1,690名が亡くなっていること。また、重篤な副反応の事例も4,000名以上公開されています。飛騨市においても、市民から接種後に腕が上がらなくなった、疲れやすくなったなど、複数お聞きしております。

名古屋市では副反応が疑われる症状が長期間続いている方を対象に、電話相談窓口を開設され、症状に応じかかりつけ医へ受診を勧めたり、協力医療機関を案内したりの対応をされているそうです。岐阜県の対応としては、岐阜大学医学部附属病院において、後遺症に悩む患者に対する専門外来が実施されますが、飛騨市として市民の皆様への対応はどのようにされるのでしょうか。

また、厚生労働省は審議結果報告書の中で接種後長期の十分なデータが得られていないことには、留意が必要であると記載されています。ワクチンの安全性を確認する手続きを特例承認したため、厚生労働省も今後、数年に渡って何が起こるのか分からないまま接種を推し進めているのが現状です。このような情報が、厚生労働省のホームページで公開されているのですが、どれだけの市民がご存知で、接種のメリットやリスクを理解していらっしゃるのか。既に全国の医師390名が連名でワクチン接種中止を求める嘆願書を厚生労働省に提出していますが、今後、健康被害がさらに増え続けた場合は、どこがどのように責任をとるのでしょうか。市民の皆様に安心をしていただけるよう、しっかりと道筋を示していただきたいと思います。どのようにお考えでしょうか。お考えをお尋ねいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

私からは、差別や同調圧力を防ぐための、子供の学びについてお答えいたします。

子供たちは、新型コロナウイルス感染症拡大と向き合いながら、コロナとともに生きる生活を送る中で、互いを大切にすることを学んできました。飛騨市では、みんなにやさしいまちづくり宣言が出され、市内全小中学校ではポスターを掲示し、その意味を考えたり、具体的な場面についての言動について話し合ったりしました。飛騨市全体がやさしい言葉で繋がりますようにメッセージが子供たちの心に届いております。

毎月、いじめ等に関する調査を行っていますが、これまでにワクチン接種を含めたコロナ感染に関する訴えは報告されておられません。なお、各校では、毎週1時間、道徳の時間を通してよりよく生きるための基盤となる道徳性を養ったり、11月～12月にかけて人権について考えるひびきあい集会を行ったりしております。人は、それぞれ違いがあり、考え方もいろいろあることに気づいたり、お互いに感じ方や考え方を伝え合って、よりよい方法を探すことを体験したりしながら、互いを尊重し合うことや、問題を解決する方法を学びます。一人一人の仲間を大切にすることで、誰もが気持ちよく生活できることを確かめ合っております。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

## □市民福祉部長（藤井弘史）

では私からは、1点目、子供のワクチン接種に関する情報提供についてお答えいたします。

5歳～11歳の小児に対する新型コロナワクチン接種については、本年2月、国内における新規感染者が増加傾向にある中、感染者全体に占める小児の割合が増加してきたことを背景に、厚生労働省の審議会での議論を踏まえて、我が国でも接種を進めることとなりました。その際、諸外国におけるオミクロン株流行前の臨床試験データなどから、有効性や安全性が確認されていること、海外でも広く接種が進められていることなどが、判断の根拠とされたところです。

しかしながら、オミクロン株に対するエビデンスが確定的でないことから、予防接種法における努力義務は課されておらず、議員ご指摘のとおり、国から示されているワクチン接種による効果や副反応を理解した上で、保護者が判断して行うこととなっています。

このため、飛騨市においては2月に5歳～11歳の児童を持つ保護者に対し、厚生労働省が発行した小児接種における重要事項が分かりやすく説明されたリーフレットを添えて接種意向調査を行い、接種を希望しない方以外の約1,100人に対して接種券を送付しました。その後の接種状況は、5月末時点で接種済みと予約済み、合わせて487人と、約4割の方が接種を受けられており、意向調査で接種を希望するとされた方の83%、接種するか迷っているとされた方の30%が接種または予約済みとなっています。

厚生労働省発行のリーフレットやホームページには、接種の目的、ワクチンの効果や予想される副反応、その他注意事項などについて分かりやすく説明されております。

市としては、医学的な知見も含め、それ以上の情報を持ち合わせておらず、また、接種自体、強制されるものではないことから、保護者から相談があった際には保健師が既存の資料を持って丁寧に説明をさせていただいています。最近、市内においても、保育園や小学生の感染事例が多く、意向調査時には、積極的に接種を希望されなかった方の中にあっても、改めて検討されるケースも考えられることから、保護者から相談があった際には、これまで同様に丁寧に説明対応を行ってまいります。

次に3点目のワクチン接種後の体調不良の相談窓口についてお答えいたします。国では、ワクチン接種後に生じる様々な事象について、ワクチン接種は体内に異物を投与することで、感染症に対する免疫を付与することを目的に行われるため、効果とともに副反応が生じうるが、接種と因果関係のない偶発的な事象もあることから、副反応を疑う事例を広く収集し、評価することとされています。

これに関連し、昨年12月の厚生科学審議会の資料によると、これまでのワクチン接種後の死亡事例を個々に科学的に評価した結果、現時点ではメッセンジャーRNAワクチンとの因果関係があると結論づけることのできた事例は認められないが、引き続き評価、分析を行っていく必要があるとされています。また、本年3月の審議会資料においても、新型コロナワクチンに係る副反応疑い報告においては、これまでに遷延する症状について報告を受けた事例はあるものの、現状において、これまでにワクチン接種が原因と判断されたものはないとされています。

このように、ワクチン接種と接種後の有害事象の因果関係の有無を確定させるには、個人及び集団のデータを系統的に検討、評価するとともに、国内外の科学的知見なども踏まえて行う必要があります。相当の期間を有することが伺えます。

しかしながら、ワクチン接種後の副反応やウイルス感染から回復後の後遺症に苦しんでいらっしゃる方々がいらっしゃることは事実であり、接種を受ける前にワクチンの効果や副反応について十分に理解いただくとともに、有害事象が長く継続した場合において個々の症状に応じた適切な診療につなげることが肝要であると思います。市では、ワクチン接種券送付の際に、厚生労働省が作成したワクチンの効果や特徴、副反応、その他、注意事項などが詳細に記された説明書を同封し、事前にご理解いただくとともに最終的に予診票で医師からも確認いただくこととしています。また、接種後の副反応などについて、コロナ総合相談窓口や保健センターに相談があった場合には、まずはワクチン接種医療機関やかかりつけ医など、身近な医療機関に受診し、経過や症状を克明に説明相談されるよう保健師が助言しており、受診された医療機関において、個々の症状に応じた対処療法に繋がっているものと考えております。

なお、万一、ワクチン接種によって将来にわたる後遺症などの健康被害が生じた場合は、予防接種法に基づき、医療費や障害年金などが給付される救済制度が設けられており、そのことについても、先ほど述べた説明書にも記されております。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○1番（小笠原美保子）

ありがとうございます。学校の取り組みはいつも丁寧で、お子さんたちが安心して学校に通えるようにしてあって、とても安心します。引き続きよろしく願いいたします。先生たちも指導してくださっているので、恐らく指導者の教育もきちんとなされていると思いますので、よろしく願いいたします。

1つお尋ねしたいんですけども、因果関係が分からないというのは、やっぱり何かにつけて出てくる話ではあります。ただ、今のワクチン接種というものが世界中で初めてではないですか。何しろ前例はないと思うんですけども、それを踏まえて、正直、どういうふうに認識をしていらっしゃるんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

このワクチンにつきましては、当然、市では専門的な知見を持ち合わせておりませんので、国において、報道でもよくやっておりますけど、各著名な先生方が審議会等でいろいろなご検討なさっていると思います。やはりその意見に、当然従うべきであるということで厚生労働省からも出てきておりますし、市も専門的な知見がない以上は、その考えに従って進めていく所存です。

○1番（小笠原美保子）

そして、接種券の説明書にやはりそういう副反応が起きることもありますという説明書が入っていると伺っていますが、恐らくそれを見て、具合が悪くても皆さんが我慢をしてお医者さんにかからないのではないかなと私は感じています。実際に伺った話は、打つ前は手が上がっていたけど、今は全然上がらないとかという方がいらっしゃるの、私、聞いているんですけども、その辺のご相談というのはありますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。



## □市民福祉部長（藤井弘史）

これまでに小児だけでなく、重篤な副反応に至ったというような相談はございません。

## ○1番（小笠原美保子）

それぞれで、本当にひどい人はお医者さんに行かれたりしているのかなとは思いますが。先ほどからやっぱりちょっと気にはなっているんですけども、国でももちろん進めて、国に従うのは市としては当たり前だとはもちろん思います。その上で、進んでいるものですが、私は別に進めることが悪いと言っているわけではなくて、進めていった上で、万が一のことがあった場合、今やっぱり記憶に新しいのは子宮頸癌ワクチンの後遺症で苦しんでいらっしゃる方々が、いまだに苦しんで訴訟を起こしたりとかと言って、片がついていないんですけども、万が一そういったことが市内で起きて、市民の方が苦しまれた場合、国で進めたからで収まるものではなく、市としても、国で進めたんでしょというふうには、責任追及というのはしていただきたいと思うんですけど、どう思われますか。

## ◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## △市長（都竹淳也）

この件についてはワクチンがそもそも始まる前に、全国市長会なんかでも議論がありまして、私も加わったりしましたんですけども、基本的には先ほど部長も言いましたけど、それを受けるだけの専門的な知見がないんですね。

なので、市に相談を受けようと思っても、現実にはできないという問題がある。これは飛騨市だけではなくて全国どの市町村でも同じです。なので、そこについては、医療を所管する都道府県なり、国なりでしっかり受けて欲しいということをお願いして、そういう体制でスタートしております。

したがって、例えば健康被害があったりしたときには、県に相談したりという形で体制をとっていくということになっていますし、そもそもその際にも医療機関がありますので医療機関をそれぞれ受診して、対応してもらおうということを原則にしているということですから、市での対応ということが、そもそも前提になってない。だから基礎自治体での対応というものが前提になっていないというふうにご理解いただければと思います。

## ○1番（小笠原美保子）

そうですね、ニュースでとかネットで、その重篤な場合は知らないんですけども、そういうのを見ていると、本当にその方の一生が台無しになりますし、ご家族の方たちも同じ思いをされる。それを見ているとつらいですし、あつてはならないことだなとは思いますが。

なので、本当に誰がなっても困りますけども、特にやっぱりお子さんであったりとか、若い方たちはこれから家庭を持ったり、日本を担っていただかなければならないので、そういったときにやっぱり安心していただけたら、大人が守ってあげられるようにというのを、市としてもできる限りのことを一生懸命やっていたらいいなと思ってお話をさせていただきました。今後、何が起きるか分からないんですけども、そのときにぜひお力になっていただきたいと思います。以上で終わります。

〔1番 小笠原美保子 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で1番、小笠原議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時といたします。

〔 休憩 午前11時47分 再開 午後1時00分〕

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。12番、高原議員。

〔12番 高原邦子 登壇〕

○12番（高原邦子）

発言のお許しを得ましたので、質問させていただきます。

民間の空き家対策にも予算がつき、できるだけ特定空き家にならぬようにと、また、現住する家屋にはもっと長く住んでもらうために、リフォームとかそういったことをして、そして市内業者の活性化、そういったことも取り組んでいろいろなことに市が力を入れていることは、評価に値すると思っています。

では、市の関わる公共施設についてはどうだろうか、今回いろいろ考えました。コロナ感染の対応で、公共施設も民間の飲食店と同様に、休館や休業になりましたが、そのことを踏まえて今後の直営の公共施設や、指定管理施設の存在意義も含めて見直し、公共施設のあり方を今一度考え直さなければならないと思います。

老朽化をどうしていくのか。建築物と、施設内の設備の耐用年数はそれぞれに違い、維持費に高額な費用がかかることが実際にあり、存続そのものの必要性を考えなくてはならないものもあります。建設時にはいけいけ、どんどんで推進ありきでありますけれども、その維持管理費については、しっかりと考慮してきたのだろうか。個人的意見ではありますけれども、その事業は、行政がしなければならないことなのか。民間にできることは、民間にと思う施設もあります。

指定管理や官民で遂行したものには、行政に負担増ぎみに思える従来のリスク分担を今一度、協定書などで互いの意見等を踏まえて再考すべきであり、いろいろ考えていきますと、行政はこれは本当に極論ではあるかもしれませんが、ベーシックサービスを心がけ、運用するのが地方自治法の本旨ではないかと私は思いました。

コロナ禍で改めて気づいたことがあります。公共施設は人を集める場所、集まる場所であったなど。しかし、コロナでそのことが否定されると、この先どのように社会生活や市の施策を考えていけばよいのだろうか。このことは、ぜひ検証してもらいたい課題の1つでもあります。

財政上、将来の税収の状況も考えてみる必要があります。現在の国際問題やコロナ関係で多額の赤字国債が発行されておりますが、企業の業績もコロナ禍によって、増収増益が見込められないと言われております。私もそう思います。医療や福祉、教育、災害対策インフラの維持という、

社会的基盤を支える費用は増えることはあっても、少子高齢化の中、減ることはありません。それゆえに、公共施設の、特に箱物の維持管理費や更新の財源確保は非常に今後厳しく思えてなりません。

だからこそ、総務省が目標とした作成期間内に作成したとされる飛騨市の総合管理計画も、今一度精査したほうがよいのではないかと思います。総面積の縮減を求めていますけれど、どのようになったのかも知りたいところでもあります。多くの面積を占めるのが学校であります。法的にも推奨されている学校の開放、活用を考えることは一考察に値するのではないかと思います。

また、民間企業の経営の傾向がバランスシート上の固定資産を圧縮していくオフバランスがその善し悪しは別といたしましても、常識だそうですねを基にして考えてみますと、施設を所有することのリスクを考え、持たない経営もあるのではないかと思います。それを考えて行ったのが、研修医住宅の借り上げ方式ではなかったかなと私は思っております。

経済成長の終えんとも言える昨今の状況は、持つことより持たない施設経営が求められているのではないかと思います。当たり前だった認識や価値感が大きく変革するパラダイムシフトという言葉が最近よく聞きますが、私もコロナ禍を経て、切実に今までの考え方では、将来に禍根を残すのではないかと思います、そういった思いの上で、今回質問したいと思います。

まず、コロナ禍の影響で休館等、活動を停止した現状を踏まえて、公共施設への考えはどのようなものですか。以前とは異なったでしょうか。異なる点があるとすれば、どういったものがあるでしょうか。

次に、総合管理計画の見直し等はどのように考えますか。また、していくつもりですか。

3番目、建物と、設備の耐用年数の違いから、維持管理費は多額な費用がかからないように点検し、早期発見が重要であると思います。設備の点検は、二、三年で転属、転化する所管の部の市役所の担当職員にさせるのではなく、市の施設全体を専門技術を有する外部に委託したほうがよいと考えます。どのような見解でしょうか。包括委託も考えられないのか。

次に、指定管理者との協定書とは、公民連携の基礎はリスク分担であることを考慮して、作成されているものと理解しておりますけれども、ただ単に市が費用の削減の手法として、直営でやるよりも、指定管理の方が安いという感じに、そういったことにこだわり過ぎていないか。どのような姿勢で、協定書を作成しているのか。トラブル、事故、損益リスクの処理とか、いろいろなことがあるのですが、どのようにしているのか伺いたいと思います。

5番目、全国的には、学校の体育館やグラウンドの開放はしているものの、そのほかの場所は、学校側が児童生徒の安全確保をもって、抵抗を示す傾向が多いようです。飛騨市では、どのように考えておられますか。放課後とか、春、夏、冬休みとか、使われていない時間が多いので、ぜひ市民の活用にも前向きに捉えて欲しいものでありますけれど、公共施設のマネジメントを熟慮した見解を伺いたいと思います。

6番目、総務省が言ってきた公共施設の総面積の縮減は計画通り進んでいるのでしょうか。その辺もお伺いいたします。

7番目、公共施設の見直しで利活用に必要なものもあります。そのものは住民へのサービス・厚生の上向の見直しで複合化したり、また、多機能化を用いて、ただ縮小していただくだけではなく、

充実も図った縮充を目指して欲しいと思うのですがどうでしょうか。

8番目、いろいろなことを考えてきましたが、私は今回、身の丈に合ったという言葉というのを改めて思い出しました。どう見ても、整理の過程で、事業や建設当時とは役目が異なってきて、廃止しなければならないものも出てくるのではないだろうか。勇気を持って、廃止の決断を下すのも、政治家である市長の役目であると私は思いますが、今後こういったものに対して、市長はどう判断し、行動をしていくのかを伺いたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

公共施設についてのお尋ねでございます、8点いただきました。私からは1点目のコロナ後の公共施設のあり方、7点目の公共施設の縮小と充実、そして8点目の廃止の必要な施設の判断、3点のお答えをいたしたいと思います。

まず1点目のコロナ禍の現状を踏まえた公共施設のあり方についてのお尋ねでございます。新型コロナウイルス感染症対策として休館、休止を余儀なくされた施設というのはあったわけでありまして、これはあくまでも感染症対策ですので、これをもって施設のあり方が変わるということではないというふうに考えています。

ただ一方で、コロナ禍で見えてきたことがあるというふうに思っております。その1つが、市民と施設の距離感であると考えております。言い換えれば、市民に直接関係がある施設と、さほど関係しない施設というのが明確になったのではないかなというふうに感じます。

例えばコロナ禍の中でも、割石温泉、普段の利用が非常に活発に行われているということがよく見えました。また、河合、流葉両スキー場であります、雪が今年多く降ったということもあるのですが、市民の利用が大きな部分を支えたということがございます。

その意味では、割石温泉が福祉施設であるという位置付けが正しかったのではないかなということを確認しましたし、河合スキー場をスポーツ施設に位置付けたと言うことも、正しかったのではないかなというのが結論として見えてきたかなと思います。

他方でコロナ禍により大きな影響を受けた施設、あるいは景気動向に左右されるような施設、それから休止しても大きな苦情等がなかった施設、こういったものについては、市が維持していくことについて一度立ち止まって考え直すべきではないかという示唆を得られたように感じております。その多くは、観光施設でございます。

今まで目的として雇用の確保ということが言われてきたわけでありまして、コロナ禍で休業を余儀なくされる中で、具体的にどの程度の雇用の、どの程度確保されているのかということも、浮き彫りになってきたのではないかなというふうに思います。

こうした中で、例えばY u M eハウスであります、指定管理者の飛驒ゆい自身が受託し続けることが困難であるとして、休止を申し出られたわけでございます。こうした施設は、経済が安定していて市が運営していくことを疑問に思わずにいられた時代はいざ知らず、やはり今の時代にあって、市民の直接の福祉や利便性に供しない中で、本当に市が施設を維持しなければならないのかということについては、改めてしっかり考えていく必要があるのではないかなということ、

このコロナの中で改めて気づかされたということでございます。

次に7点目の公共施設の縮充、それから8点目の廃止の必要な施設の判断をまとめてお答えをいたしたいと思っております。今ほどの答弁と関係をするわけですが、私自身は廃止をしなければならない施設は当然あるというふうに考えておりました、従前よりそのように申し上げてきたわけでございます。その基本は、市民の生活の利便性や福祉の向上に直接資するものについては残していかなければならない。

その一方で、市民以外の方を中心に利用する観光向けなどの施設については、その利益を享受している市内事業者が多ければ、それは市内産業を維持するために必要であるという判断になりますけれども、そうでなければ、見直していく必要があるのではないかと考えています。具体的には、来訪者向けの宿泊施設などは、その例になるのではないかと考えています。

また入浴施設であります、一部観光施設の扱いになっているものもあるのですが、市民利用が多くあり、それを求める市民の実情を踏まえて考える必要があるということですから、単純に廃止ということにはならないと思っておりますけれども、ただ入浴施設というのは、他の施設に比べて傷みやすい水回りがあるために、維持コストが格段に大きい。また、突発修繕というのが、本当に頻発するということですので、市民の利便性とコストが見合うのかどうかという点でも考えていかなければいけないということです。

また、同じような規模の建物でも、建物の形状が複雑なものと、維持が困難になる可能性があります。例えば、体育館のような広い空間があるだけの建物であれば、これは維持費はさほどかからないのでありますけれども、部屋や水回りが多いと当然維持費がかかってくる、修繕費も重さむということになってまいります。その点において、こうした施設についてもいろいろ考えていかなければいけないわけでありまして、先ほど言いましたように市民の利便性ということが一番大事な点ですから、市民の利便性を向上させるということ、ほかの用途として付け加えて、そして、また複合施設化していくというようなことも考えられるのではないかと考えておりました、例えば、コミュニティ施設とか行政施設、こういったものを複合化する。観光施設のようなものに、こうしたものを付け加えるということも場合によってはあるのかもしれない。そのようなことは、かねてからこの議会でも申し上げたことがございます。

恐らくこれが議員のおっしゃる複合化とか多機能化ということになるのではないかと考えます。そうしたいろいろな知恵を出しながら頑張ってみて、それでもなお、市民の直接の用に供しないというものは、次は、まず売るということを考えなければいけない。売却の検討ということに入り、そして、それでもなかなか買い手がつきませんよということになれば最終的には廃止という判断になってくるのだろうというふうに思います。

また、廃止ということになりますと、今度は取り壊しの費用も考えなければいけませんので、取り壊しというのは補助がまずございません。なので、場合によっては数千万円規模、物によっては億単位の費用の捻出ということにも迫られるわけでありまして、それと、廃止というものをどういうふうにバランスをとるかということも考慮のポイントでございます。

いずれにいたしましても、今、いろいろ考え申し上げましたが、どの施設をどうということは申し上げているわけではないんですけれども、こうした施設の存廃に係る問題というのは、計画を立てて一斉に進めるというのではなくて、やはり一つ一つの施設によって事情が異なります

し、1つの案件にも非常に検討の時間を要します。

したがって、市への財政負担の大きなもの、明らかに機能を失っているものを中心に、順番に検討していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

私は、5点目の学校施設の市民開放についてお答えいたします。学校教育法や社会教育法によれば、学校教育上支障のない限り、社会教育、その他の公共のために利用させることができます。飛騨市教育委員会としましても、学校教育上支障のない限り、社会教育の場として活用することを拒むものではありません。むしろ、地域の方に学校を利用していただくことは、互いの気持ちが接近することから、学校教育にとっても好ましいことであると考えております。

しかしながら、学校は児童生徒の私物や個人情報も多いため、慎重な運用が必要になります。一番の問題は、セキュリティーです。現在開放している体育館は、他の部分と分離できる構造であったり、施設開放にあたっては分離できるよう改修したりしてはありますが、教室等は一続きで、普通教室や特別教室が混在しており、現時点では、無人の時間帯にセキュリティーを確保して開放するのは難しい状態です。

夏休み中の職員が勤務している時間帯であれば、ルールに則って開放することもできるものと考えております。他方で、学級数が減って、空き教室が増えているという実情もございます。

どのような方が、どの施設をどのように利用したいのか具体的なご希望が分かれば、それに応じて可能な活用方法を模索することもできると思いますし、子供たちと地域の方の交流拠点を作るなどの取り組みも考えております。こうした空き教室の有効活用も含めて、学校施設の市民開放のあり方について引き続き検討してまいります。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、私からは残りの2点目、3点目、4点目そして6点目について答弁申し上げます。

まず、2点目の総合管理計画の見直しについてでございます。飛騨市公共施設等総合管理計画は、平成26年4月に総務省から示された公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針に基づき、平成29年3月に策定し、その基本的な方針を定めました。長期的な視野を持ちながら、より実効性のある方針とする必要があることや、社会情勢等の変化により緊急に対応すべき取り組みが生ずる可能性を考慮し、計画期間は令和8年度までの10年間と定めました。

見直しについては、計画期間ごとにローリングするとともに、各施設の所管部門を横断的につなぐ飛騨市公共施設等総合管理計画策定委員会を中心に、効率的な施設マネジメント体制を構築し、市民との合意形成を図りながら進めていきたいと考えております。また、期間外であっても、

今後の関連計画や社会情勢等の変化等に対応して、柔軟に計画の見直しを行っていきます。

次に3点目、公共施設点検の外部委託についてでございます。公共施設の点検については、例えば建築基準法や消防法により点検の義務があるものと、屋根防水や壁の状態などの施設保守のための点検がございます。これらを含めた包括委託を行うことは、これまでに検討したことはございませんが、市有施設全体として346施設と膨大な数がございますので、その委託費用も高額となると考えられますので、費用対効果を見極めながら検討してまいりたいと考えております。

次に4点目、指定管理協定についてでございます。指定管理者制度における市と指定管理者とのリスク分担の考え方については、共通基準であるリスク分担表を定めており、これに従い判断をしております。また、協定書の内容については、施設ごとに必要な業務やサービスの内容が異なることから、それぞれの特性を反映させて作成することとしております。

指定管理料の算定にあたっては、基本的に市が直営で実施した場合の費用を上限額として算出しておりますので、議員ご指摘のように、直営より安くという点が前提とはなっておりませんが、市の直営時以上のサービス実施を上限とするなどの場合には、それにかかる経費分を指定管理料に上乗せする対応をしており、施設の実情に応じた対応を行っております。

次に6点目、公共施設縮減の進捗についてでございます。総合管理計画の中で、公共施設縮減に対する目標の設定については、施設の統合、複合化により、総量の縮減を目指すとしており、数値の目標の設定をしておりますが、可能なものについては、解体、売却、譲渡を進めており、計画策定時から令和元年度までに、13施設、7,156.43平米の処分を行いました。今後も総量削減に向けて、可能なものについて、順次手続きを進めてまいります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○12番（高原邦子）

あちこち飛んでちょっと再質問になると思うので、お許してください。

包括委託とかというところの話を再質問したいと思いますが、今、単純なもの複雑なものありますけど、今、これは職員にさせているんですよね、その指定管理がある担当のところ、指定管理とか、直営の施設。そうしたら職員は技術者ですか、専門家ですか。専門家ではないですよ。そうですね。飛騨市が専門家となる職員を雇用しているいろいろやってくということになると、またお金がかかるわけなんですよ。専門家ではない者に見させておいて見たという、その事実だけを言って、お金がかかるとかと言っていますけど、やっぱりここは技術的なものを持った技術者にしっかり見てもらわないと駄目だと思うんですね。

話は違いますが、明治用水が大変なことになって、いろいろ見ているんだろうけど、やっぱり老朽化とかいろいろなことがあって、それでもああいったことが起きるわけですよ。職員がいろいろな各部署、プロ、それぞれ担当のものが技術者ならばいいんですけど、そうではないのにチェックの仕方、これからもやっていくということですか。それで十分だと思われませんか。その辺いかがですか。谷尻部長。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

修繕に保守含めてそうなんですけども、基本的に事前と事後があるかと思えます。やはり多く

は、やはり事後になっているのが現状だと思います。いわゆる壊れたから、止まったから、傷んだからというのが、ほとんどでございます。

議員ご指摘のように、いわゆる事前に、保守で分かる部分については、その故障する前にということはあるし、だからそれが職員が分かるのかというような話も当然あるかと思えます。現状としてはやはり職員がやる以上は、目視が限界でありまして、例えばどこかがはがれているとか、穴が開き始めているという、そういうことを早く見つけて、ということになろうかと思えます。

ただ一方でおっしゃるとおり、何をもって事前ということもあろうかと思えます。そういったことを私ども少し検討したんですけど、現状としては、国とか先ほど申しました消防法であるとかで求められているものは当然そうだと思いますけど、そうでないものについては、やはり今のところは目視。いいとは思いませんけども、今のところそういった形で進めていきたいと考えております。

○12番（高原邦子）

そうなんですよね。要は言いましたように、建設当時は、いけいけ、どんどんやっていくんですよね。でも、維持管理費がかかっていく、そういった保守点検、補修、プロでないものが、見ただけで、はいはいと、それで見ましたということで、本当にもう少し早く気が付いていれば、大きく直さなくても費用がかからないということだって出てくるんですが、事後にすればいいやというのが飛騨市の考え方というのは分かりましたし、それで、ここはあれなんですけど、以前、私は市長と予算のところ、スクラップアンドビルドの予算の立て方を市長は嫌いだとか、私は認めないようなことをおっしゃったんですけど、私はやっぱり、スクラップアンドビルド、何かをしようと思ったら、やっぱり今までかかってきた、無駄なものはないかというのを排除してからでない、ずっと溜まっていくんですね。

それで、市長というのは政治家であるし、首長で、その期間というのは例えば3期なら12年で、2期なら8年、その間は、首長は自分の思ったことをしたいし、昨日、すごく市長、僕は享受として税金を再配分して、それを決めていくのが政治なんだということをおっしゃったと思うんですけど、なかなか作ったりはするんですけど、始末していくというほうになかなか首長さんたちは目を向けないんですね。

ですから、私はスクラップアンドビルドというか、建てる以上は何かをちゃんとということも必要だと思うのですが、このままでいくと、都竹市長はいろいろな施策をやってくれてありがたいんですけど、20年後、私はいないと思えますけど、都竹市長のやったものがみんな維持管理費から何からかかるわとなったときに、果たして今のような評価を受けるか。あのとき、高原という議員が、そういえば言っていたなとかと言ってもらえるかもしれない。私は、建物のライフサイクルコストというものも、やっぱり行政は責任を持って試算して出して、そしてこれくらいかかるんだというのをやっていかないと、その都度その都度、事後になって故障したところは発見すればいい、そんな思いでは幾らお金がこの先あっても、心配でたまらないんですけど、市長どうですかその辺は。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。



## △市長（都竹淳也）

前からスクラップアンドビルドの議論をさせてもらっているんですが、何かをやめてその部分で作るとするのは新しい事業をやったりというのがスクラップアンドビルドなんです、予算というのはそういう単純なものではないものですから、それで、スクラップアンドビルドという考え方は採りませんよということを行っているんです。

ですけども、いろいろなものを配置したりやめていったりということをしていないのかということではなくて、何とかやっぱりやめようと思ったり、閉じようと思ったりしているものがやっぱり結構あるので、ただ先ほど言いましたように、一つ一つものすごく大きな労力といいますか、あつれきもありますし、それでいろいろな思いがいろいろな方にあるので、やっぱり時間がかかるんですね。

それで、例えば何かの建物をやめる、廃止するというときに廃止をまず打ち出してやるのか、その次の方法を考えて、手がなくなったときにそれを打ち出すのかというのは、これは手法だと思っています。それで、例えば中には再生させるというものもあるんです。カミオカラボがその典型でありまして、売店の部分は暗くて正直言って何ともならない感じで、効率も悪くて、なんですけども、今、建物はそっくりそのまま残した段階で中をリフォームするとああいう非常に大勢の人が来る施設になるというのがありますし、鉱山資料館も何もせずにそのままですと、あとどうやって廃止して潰すんだという議論になるんですが、やはり中身、耐震性を見て建物がある程度維持できるということがわかれば、それを再生させていくということも考えられます。まず、それはやっぱりしっかりやっていくという段階にあって、並行しながら何ともならないものというのを見極めていかなければいけないんですが、その前提として、位置付けを変えてから見定めるということがある。

それで去年、公の施設の条例の見直しをして、例えば、ゆうわ〜くハウスのように観光施設からコミュニティ施設に移すということをやって、それでまずその地域の市民の用に供するという追求してみようじゃないかとかこういうことをやる。まだ、今その段階だと思います。

もちろん、例えばその流葉の休養村の建物のようにもう基本的には用途完全廃止してというものもあります。そういったことで、いろいろな手順があって、順番にやりながらやっていくということなんです、先ほど冒頭でご答弁申し上げたように、コロナ禍で結構見えてきた部分がありますので、いよいよ、そろそろそうした廃止ということに少しずつ幾つかのところで舵を切ってくるころなのかなと思いますし、今、Y u M e ハウスの話を先ほど申し上げましたけども、ああやって受託をしている指定管理者が手に負えないと言ってくるようなものはやはり1つのそういう段階に達するのかなというようなことも思っておりますので、そういった手順を一つ一つ踏みながらやっていくということでございます。

## ○12番（高原邦子）

そうなんです。本当に、地域の人たちの思いとか、いろいろなことを入れていくと「はい。」という感じで、前回躊躇なく見送ったなんという文言があったけれど、躊躇なくということはできなくて、いろいろなことを決めるのに、やっぱり難しいというのも、私も思います。

ですから、私自身もはっきり言って、多分そんなもの言わずにやって、やめてしまえよなんて言えないということは思っています。今回、いろいろなことを考えました。それで今、宙ドーム

のことをおっしゃられたんですけど、私はやっぱりいろいろなこの時代というか、その時代にあったものとか、これから先のことを考えて、やっぱり縮減していく中でもまた充実していく多機能のものを入れたりとか、いろいろなことを考えてやることも大事ではないかと思うんです。ですから、何も壊すばかりではなくて、建てたっていいと思うんですよ。

それに代わるものが、スペース的にもものすごくコンパクトになって、なおかつ、今、これからの時代にも合うようなものがあれば、建て直したっていいわけなんです。ですから、いろいろアイデアでこういうふうにしたらよかったというものがあればそちらへ持って行って、何もやぶさかではないんですけれど、問題は学校のほうなんですけど、学校は耐震補強とかしてやったんですけれど、やはり教育長の答弁はやっぱり生徒とか、学校のセキュリティー、あと個人情報の問題とかということをおっしゃるんですけれど、要は学校管理の管理運営の方法をどうするかということが課題なだけであって、だからそういったものが触れないようにしていくとか、いろいろやり方があると思うんですよ。

全国的なところでいろいろなことをしているところもあるんですが、やっぱり一番の問題は昨日も教育長にお見せしたんですけど、いろいろな教育基本法や社会教育法の中で、これかと思ったのが必ず書いてあるのが、要は学校教育に対して支障のないというのがついているんですね。何をしても、なんでも支障があったらいけない、生徒の安全とそれが大事と言われると、みんなそれで終わってしまうんですね。いろいろなことを調べたら、さっき言いましたけど、パラダイムシフトのことを言ったんですけど、一番、私は教育界が封建的で閉鎖的だと思っているんです。何も象牙の塔とかそういうことを言っているわけではないんですが、先生の中にもすごい革新的に斬新なアイデアを出してくださる人も知っているんですけど、もう少し先生たちも過去のことにとらわれずに、コロナ禍でいろいろなリモートとかそういったこととかを経験されてきているから、学校の教室というもののあり方も、今一度考えてみたらどうかと。

そうしたら、調べたらなんと、1895年、明治28年、そのときに学校建築図説明及び設計対応、これが今でも基礎とされていると言うんですよ。明治の28年ですよ。百三十何年前、どうして教育界はもっと今のそれぞれの都会と、こちらの田舎のようなどころでは生徒の数も違うし、教室だっていろいろなコンセプトを考えて建ててもいいじゃないですか。それが、そういったことで、学校というのは、古い考えに縛られているというところで、ぜひさっきの答弁では沖畑教育長、ものすごくいいふうに言ってくさっているんで、学校というのはそれぞれの地域の心の拠り所なんです。だから、廃校とか統合とか軽く言うてはいけません。

でも、その施設は、本当に公共施設として面積をたくさん取っているわけですよ。もっと活用できるように、学校側がもう少し胸中を開いて学校長ばかりが責任が重いんだったら、これは教育委員会が管理組織を決めていくのは教育委員会ですよ。教育委員会の教育長が学校長の学校官僚を全部お前だとかと押し付けるのではなくて、もっといろいろなやり方あるし、軽減していく方法があると思うんですよ。そういったふうに学校の先生と言ったら語弊があるけど、学校側を変えていこう。これからはパラダイムシフトだと言ってちょっと変えていく気になりませんかどうですか。どうですか、教育長。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## □教育長（沖畑康子）

大変古臭いと申されましたけれども私も学校の閉鎖的などころを感じていたところもございました。もっと解放できないものかということは自分が現職時代から常々感じていました。もっと地域の人達と交流したりできるような、そういうもので学校は何をやっているのか、皆様に分かってもらう努力をしなければいけないと思いますし、そうしたことは、今現在、学校はぐんと変わってきておりますので、今は大変開放的になってきていると思っています。

社会に開かれた教育課程というのが今の指導要領の中心でございますので、学校でどんな教育が行われて、どんな方向を目指しているのかを、地域の方にも家庭にも知っていただくという努力をしているところです。まだ足りないところがあれば本当にするように、きちっと指導してまいります。

ただ、先ほどから申されますが、施設を開放するということは、校長にとって本当に責任があります。校長の責任を軽くしてはどうですかとおっしゃられますが、日々、その学校をちゃんと守ってくれて、いろいろな盗難とかの問題が起きたら、校長がその責任を取らざるを得ないところがございます。それで、本当に個人情報の最たるようなものが学校にはございます。ですからそこはきちっと守らなくてはならないし、子供たちの持ち物につきましても、学校の教室に置きっ放しなんです。

欧米においては、鍵のかかるロッカーとかがあって、そこから出してきては使うということがありますけれども、日本はそういう状況でございますし、開放ということを考えていなかった時代の造りでありますから、本当に皆さんにお使いいただきたいような音楽室であるとか、家庭科室、特別教室なんかは一番奥の使いにくいところにあたりして、そういうことがございまして、なかなかやりたいと思ってもうまくできないという現状がございます。ただ、今の新しい建物ではそういうことを意識した開放ということとか、それから共有ということ意識した建て方に変わりつつありますので、例えば古川小学校では、比較的新しいんですが非開放部分と、区切るところの手前に音楽室がそちらに存在しますし、それから、広い部屋があるんですが、実はこれは皆さんに使っていただきたいところなんです、小学校においては、学童がずっといろいろな部屋を使っておりますので、なかなかそこが開けられないということもございます。そんな造りもされておりますので、そういうところから検討し、それからどれだけでも少し変えられて、分離できるような状況になれば行っていききたいとは思っております。

## ○12番（高原邦子）

建物があと躯体のほうは後何十年もつか、それは分かりませんが、私、市長、学校もやっぱりもっと生活というか、勉強しやすいようにリフォームしてしまっていると思うんですよ。あまりにも日本は、教育にODAとかそういった外国のやつには出しているんですけど、結構教育費にかけているのが少ないのが日本なんです。私は、もう少し快適に勉強しやすい環境に、学校だって住みやすいようにリフォームしてもいいし、住みにくいところで今、言われたように変えていけばいいんです。奥のほうにあったんなら、こっちのほうに来させると。そのときに、お金はかかりますけど、何もつらいとかおかしいなと思いつながりながら生きていくのか、前向きに捉えて人生を送るのか、それを考えたら、私、今こそ学校こそ一番最高の教育を与えられる、夢も与えられる、そういうふうにしていったほうがいいと思うので、人数が少ないからとかと言われる

けど、人数が少なからうが多からうが、その子にとって小学校6年間は一回しかないし、それぞれの人で皆、大事な一年なんですよ。先生は何年経っても変わらない。

あともう1つ、先生のことで古いなと思っているのは、もう少しこれはまた今とは話は違いますが、学校の旧体制を変えて欲しい思いで言うんですけど、教科担任制を五、六年は小学校から取り入れていますね、しなければいけない。そういったときに、今、部活動も先生を解放するようにしているからいいんですけど、これのために本当は中学校で専門的に教えることが本当に優秀な先生がずっと小学校の教員をやり続けているという実態があるんですよ。なぜかと言うと、中学校へ行くと、部活をしなければいけない。だから、本当に、いろいろなところで教育現場が変われば良くなっていますので、ぜひお願いしたいなと思います。それでいいんですけど、市長にお伺いしたんですけど、やっぱり飛騨市のさっき聞いたら、包括的に設備の点検は、素人の職員だけでいいというふうで、それでいいんですか。そんなようなものが飛騨市の公の施設は、素人の職員が見てチェックしていればそれでいいんだというそういう建物なんですか。その辺どう思われますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

定期的な点検はもちろんありまして、うちの都市整備課の技術の職員が実際にやっていますし、ものによって専門の業者にも来てもらってやっています。全くの素人の事務職員が目視でやっていいのではないかということではないので、やっぱりそこはそういうふうに一応されていますので、実際に定期的にレポートが回ってきて、ここをこういう修繕をしなければいけないというのが定期的に来ますので、その意味では今の管理方法の中である程度できているのかなと思いますけれども、確におっしゃるように包括的に外部に委託して見てもらうということが、よりいいということであればそこはぜひやっていきたいなと思っています。

元来、昨年度からなんですが、市のいろいろな事務を外に委託ができないかというのは全庁的に検討するにずっと指示を出してしまっていて、その中で包括的に外部に検査を委託することによって、職員の労力が減れば、その分、別のことにも振り分けられる。そういった仕事の外部委託ということの推進の中で、そのあたりは改めて検討していきたいと思っています。

○12番（高原邦子）

この包括してある話とかいろいろなことで、担当のほうといろいろ話はしたことあるんですけど、さっきの部長の答弁だと目視で済むようなところはというような感じのところもあったんですけど、私はなぜこれを聞いているのかと言ったら、前回市長は、私がこれ以上人員が足りなくて、いろいろな施策は打てないんですかと聞いたら市長は、やっぱり人手が足りないからと言って、職員を増やすわけにいかない。だから外部委託にしていきますと、こうおっしゃっているんですよ。そのチェックを入れる職員がその課に何人いて、どれだけ見ていくか分かりませんが、その職員、ただでさえ、皆、職員が足りないから足りないからと言っている中で、素人の目でチェックさせるということはいかがなものかということなんですよ。

やっぱり、その分違う仕事をしてもらったほうがいいじゃないですかということなんですよ。部長どうですか、今一度、施設の設備とか、そういったのを丁寧に見たほうがいいですよ。後か

らドバーっと出されてきたとき、私、また谷尻部長どうなのと言ってしまいますからね。本当にしっかりしたプロに見てもらおうように契約したらどうでしょうかと思うのですが、覚悟はいかがですか、部長。

□総務部長（谷尻孝之）

先ほどちょっと言葉足らずで申し訳ございませんでした。今ほどお話がありましたとおり、設備とかものによっては、いわゆる保守点検という形で、毎年委託をかけている部分もございますので、全てがそういった話ではございませんのでお願いいたします。先ほどもお話がありましたとおり、こういった包括して委託するということは今まで検討したことがなかったものですから、今後、一応そういったことを含めて、ぜひ検討したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○12番（高原邦子）

いろいろ言っていますけど、パラダイムシフト、今までの考え方とはまた着眼点を変えて、いろいろ見てください。そうすると、何で包括委託がいいのかなと、高原は何であんなことばかり言っているかなと思って、ちょっと考えてみてくださいよ。それをやれというわけではないんです。やっぱりいいところはいいし、取捨選択していけばいいと思うのですが、とにかく学校教育の教育現場もそうだし、あと本当にお願いしたいのが首長はとにかく建てたりしたり、そういう自分が表に出る、新聞に載るものはやっぱりやるんだけど、でもしまっていく、公共施設のしましまい方というのは、ほとんどの首長は、できるだけ下げていると思うんです。

それで、いいのが県もずっと農免道路の向う側に、県職員の教員住宅があって、もうあれは何十年も住んでいませんよね。あのままですよ。だから、壊すのにもお金がかかる。壊すのにも予算をつけてくれよと国にお願いに行ったらどうかなと思うんですよ。もう壊すのにはお金はつけませんなんて言う時代ではありませんよと、パラダイムシフトですよという感じで頑張ってもらいたいと思いますが、市長最後にその辺はどうでしょうか。

△市長（都竹淳也）

やっぱりそうなんです。壊すのに補助がないという話はよく出まして、いろいろなところでやっぱり同じ市長同士でも話すと、そういう話にはなるということはよくあります。国に対して要望していくということも大いにあると思いますし、そのためには古い建物があるということのデメリットですね、地域にとってのマイナスとか、そういったことをやっぱり論理立てて分かりやすく説明をしていって流れを作っていくということも必要だと思いますので、また、そういった議論は大いにしていきたいなと思いますし、今、申し上げたようなどういうことで困っているのかというようなことを実例として、現場から言えるように、またよく考えていきたいと思っております。

○12番（高原邦子）

本当、今回は私自身が悩んで悩んで、まだ悩み続けていることを、勝手に決め込んで失礼な物言いをしたかもしれませんけれど、やっぱりいろいろな考え方を提示することによって、私自身も勉強したいなと思うし、何よりも今、空き家対策のところ、いろいろなことでやっぱり市民も困っているし、何とかしていこうという、これは市の公共物も同じなんだと、大事にしていけないと、特定空き家みたいな状態のままでもいいんですかと、もっと利活用も考えていかなければいけないし、建てるときはライフサイクルコスト、最後の維持費まで考えて、きちんと考えて立てないといけないよというようなことを、今一度考えてみたかったので、今回は質問させていた

できました。これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

〔12番 高原邦子 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、12番、高原議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後2時といたします。

〔 休憩 午後1時56分 再開 午後2時00分 〕

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。3番、谷口議員。

〔3番 谷口敬信 登壇〕

○3番（谷口敬信）

それでは議長のお許しをいただきましたので、一般質問に入らせていただきますが、その前に少し、今回の一般質問の経過について、簡単にお話させていただきたいと思います。

6月に入り、私の自宅と庭の前の風景は一級河川宮川から取水された山岳用水が流れ、並行して、県道谷・高山線と分離して市道が走っております。道路の路肩法面には、5月に除草された草が再び伸び、水田の田植えも一段落し、ビニールハウスの中ではほうれん草が栽培されており、休耕地には飼料用のトウモロコシが順調に育っている風景でございます。直線で約400メートル先には基幹道路の国道41号線が走り、並行して一級河川宮川が流れ、約30ヘクタールの農地が目の前にあります。農業、農地、環境、それを守りたいという思いで、飛騨市の農業について考えてみました。

余談ではございますが、農地及び農業用排水路施設は、そこに役割がありまして、農産物の栽培はもちろんのこと、大きく分けて3点ございます。1点目が水面下の蒸発により、気温の上昇を制御する環境保全を資する機能。2点目、生活用水、防火用水、融雪用水といった面で、地域の用水として、かんがいの機能も持っております。3点目、雨水を一時的に貯留し、洪水を防止、軽減する国土保全機能がございます。それを踏まえて一般質問に入らせていただきます。

1、古川町圃場整備事業について質問いたします。農業、及び農地を守る施策として、飛騨市は担い手への支援に農地の集積、集約を目的とした圃場整備事業を玄の子地区におきましては、総面積約15ヘクタール、受益者面積約12ヘクタールで昨年度から工事に着手され、今年度、竣工の予定になっております。また、杉崎地区におきましては、今年度、実施設計が行われ、来年度工事に着手されるとのことですが、今後の予定、工期、費用、担い手数及び市街地近郊での圃場整備事業の問題点についてお尋ねいたします。

1点目、杉崎地区の今後の予定、計画、費用について、来年度着手予定である杉崎地区の補助整備事業は総面積約42ヘクタール、受益面積約33ヘクタール規模で計画されていると思いますが、

工期、概算の費用、予算と、整備後の効果、年効果額、年間増加所得額及び整備後の中型機械導入による高生産性農業を展開されると思われる担い手の予定数をお示しください。また、玄の子地区も同様に併せてお示しください。

2点目、市街地近郊に点在する農地の問題について、今後予定されると思われる圃場整備事業で、市街地近郊の住宅地が点在する農地と従来の農地が混在する地区、例えば、パイプラインが老朽化している沼町地区から上気多地区などで、土地利用の問題、主に宅地と農地の関係が発生すると思われませんが、飛騨市としての見解をお示しください。

3点目、圃場整備事業完了後の担い手について、担い手がそもそも不足していたり、何かの理由で営農できなくなった場合など、そのことによって生じた農地を、例えば受益者以外で飛騨市以外の生産者が、同地区の理解が得られた場合、営農は可能でしょうか。併せて、有利な補助金の対象者となる認定農業者になる資格はございますか。以上3点をお願いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

現在、古川町内で行われている圃場整備事業についてご質問をいただきました。

最初に、圃場整備事業についてご説明します。土地改良事業の1つである圃場整備事業は、農地の区画整理を行うものです。その内容は、農地工を中心に用排水路や農道の整備などを総合的に実施し、農業生産性の向上を図ります。杉崎地区、玄の子地区の農地は区画が小さく、一部は不整形となっていることから、区画を拡大し、生産性の高い農地に改良するため、受益農業者の申請に基づき、県営事業により実施されているところです。

1点目の杉崎地区及び玄の子地区の計画等についてお答えします。杉崎地区圃場整備事業は総面積41.6ヘクタール、受益面積が32.7ヘクタール、事業期間は令和4年度～令和11年度までの予定となっており、総事業費は7億6,700万円の見込みです。また、担い手数は6農家、3法人の見通しで、整備後に期待される効果については県の事業計画では圃場の拡大により、労働時間の短縮や効率的な機械作業などによる営農経費節減効果が高くなっており、年総効果額は約8,500万円と試算されています。玄の子地区圃場整備事業は、総面積が16.0ヘクタール、受益面積が12.4ヘクタール、事業期間は令和2年度～令和6年度までの予定となっており、総事業費は2億9,100万円の見込みです。また、担い手数は2農家、3法人の見通しで、整備後の効果については、こちらも営農経費節減効果が大きく年総効果額は約3,000万円と試算されております。

2点目の市街地近郊に点在する農地の問題点についてお答えします。現在、古川町内で実施している県営圃場整備事業は、杉崎地区と玄の子地区になります。沼町から上気多区域内での圃場整備事業は、市として具体的検討には至っておりません。

今後、パイプラインが整備された地域で再圃場整備が計画された場合は、将来を見据えた送水のあり方について検証し、受益農業者や関係機関と方針を決めることとなります。また、圃場整備を含めた土地改良事業は、農用地区域を中心に行われ、住宅や店舗、工場等の開発は、農業振興地域制度等により規制されています。農業関係の土地利用については、自然的、経済的、社会的諸条件を考慮しつつ、優良農地の保全に努めてまいります。

3点目の圃場整備事業完了後の担い手についてお答えします。飛騨市内の圃場整備が完了した農地について、個人、法人を問わず、市外の農業者が耕作することは、土地所有者との権利関係が整えば制度上は可能です。また、複数市町村で営農する農業者について、農業経営改善計画が認定されれば、認定農業者になれます。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○3番（谷口敬信）

1点目の圃場整備で、要するに工事費用というか全体の費用が杉崎地区で7億6,700万円で、年間効果額が8,500万円、単純計算で、10年でもざっくり効果が出ているということは、大体50年の耐用年数を考えた場合に効果的にはかなり有利な事業だと、私も思いました。

それで、ちょっと分らなかったんですが、もう1点、玄の子地区も同じように3億円ですか、工事費は幾らでしたかね。2億9,100万円でしたね。それで年間の効果額が大体3,000万円、大体10倍で10年で、50年耐用年数が上がれば確実に効果が出るといった思いで、この辺が調べてみたのですが、分からないところがありましたので、ご丁寧にご説明していただきました。

また、今後ともこういった事業が私、考えるにも将来担い手がやっぱり少なくなったときに本当の農業法人として、専業でやっていらっしゃる方が、地区にはいらっしゃると思うんですよ。高山市とか極端な話、富山市とか。そういった方がまた将来的、10年後でもいいんですけども、もし私たちの後に担い手がなくなったときに、簡単に入れるように。そして飛騨市の中で、農業をまた続けていただけるようになっていければ、本当に圃場事業になるのではないかと、私も十分理解することができました。

最後の3点目なんですけども、この農業認定者のシステムはちょっと分からないんですけども、これ自治体で、自治体ごとに認定されるわけではないんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

基本的に自治体ごとに5年ごとの経営改善計画を認定して認定農業者になっていただいて支援をしていくという制度でございます。今ほど、議員ご指摘のとおり、今だんだんだんだん担い手も多くなったり少なくなったりということが出てきますので、行政圏域をまたいだ認定農業者をどこが認定するかということで、状況が変わってきておまして、今のそのあたりを実は岐阜県のほうで認定するような仕組みも今なりつつある状況になっているということでございます。

○3番（谷口敬信）

ありがとうございました。それでは、2点目の今後の農業について質問させていただきます。今後の農業について、1点目、スマート農業の導入について。今後の稲作農家、（法人、営農組合、個人）は、遊休農地の解消に努めた農地を守る、一反あたり10アール程度の小・中規模の、従来の兼業農家と、圃場整備事業が完了した担い手の育成に伴う農業を守る、一反50ヘクタール程度の中規模な専業農家の二極化が進められると考えております。そこで、今後考えられる対策の実施に当たって、SDGsに示されるような最先端技術の導入と脱炭素化社会に向けた環境にやさしい農業の取り組みについてお尋ねします。

1点目、スマート農業について。高齢化等による担い手の減少（人手不足の解消）に今年度、



2,264万6,000円が計上され、特に圃場整備事業完了後の玄の子地区に向けてのICT、AIの導入が期待されておりますが、小規模農家一反あたり10アールの業者を含め、スマート農業モニター募集の応募結果及び今年度の状況を見据えた上で、来年度からの飛騨市の取り組みについてお示しください。

2点目、脱炭素化社会、カーボンニュートラルに向けての農業について、全産業で脱炭素化社会に向けての対策がとられておりますが、農業分野においても温室効果ガスの排出削減に向けて、圃場整備により、一反当たりの耕作面積を広げ、最新のハイブリッドな中型機械の導入を図り、米の生産原価を抑え、耕作単位面積当たりの二酸化炭素などの削減に取り組み、近い将来は電気や水素ガスをエネルギーとした機械の導入及びメタン排出を制御する品種改良された稲作の耕作が考えられますが、今現在の最新機械導入における多額の資金、補助金制度を含めた飛騨市のお考えをお示しください。以上です。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

1点目のスマート農業の導入についてお答えします。本市におけるスマート農業導入には2つの柱があります。1つ目は、農作業自体に関わるスマート農業機械の導入であり、生産者の作業時間の短縮や人手不足の解消などの様々な効果があるものです。例えば、ドローンを導入した場合、上空から効果的な薬剤散布や肥料の施肥ができるため、作業時間の短縮や薬剤や肥料の使用料低減などの効果があり、営農の規模拡大にも繋がるものと考えます。

2つ目は、気象観測装置などの導入によるものですが、水田にセンサーを設置することで、水位や水温、地温などのデータが取得できるミハラスは、スマートフォンへ取得データが送信されることから、自宅にいながらその日の水管理の方針を立てることが可能となり、モニター募集を行ったところ、今年度は13名の申し込みがありました。

また、今年度導入したアグリルックは、人工衛星画像から日々変化する水稻の生育状況把握できるほか、生育システムにより経験の少ない農業者でも、出水期や収穫敵期が分かるなどの利点があり、こちらは14名の申し込みがありました。さらに、今年度は、気温、湿度、気圧、雨量、風速等が計測できるソラテナを市内10か所に設置したことで、地区ごとに細分化された気象データを入手できるようになりました。今年度のスマート農業に関する事業について、関係機関や農業者と意見交換を行い、検証しながら来年度以降もスマート農業導入による農作業の省力化や農産物の品質向上への取り組みを進めてまいります。

2点目の脱炭素社会に向けた農業についてお答えします。国が策定した緑の食料システム戦略では、中長期的な観点から、カーボンニュートラル等の環境負荷の軽減のイノベーションを推進するとしています。目指す姿として、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料使用量の低減や有機農業の拡大等が挙げられています。

本市では、次の3点を、農業分野における脱炭素化への取り組みと考えております。1つ目は、地域内の家畜排せつ物など有機資源を堆肥化し、利用促進することによる化学肥料の使用量低減です。化学肥料は輸入原料や化石燃料を原料に製造されているので、その使用量を減らすことが

CO<sub>2</sub>の削減に繋がります。市内の事例では、株式会社吉城コンポと地元製菓企業の連携により、家畜排せつ物と生薬抽出残渣を原料に質の高い堆肥が製造され、市内農業者に供給しています。

2点目は家畜飼料の自給率向上です。配合飼料や、粗飼料の多くは海外からの輸入に頼っています。輸入飼料は輸送過程でCO<sub>2</sub>の排出により環境に負荷をかけてしまうため、家畜飼料の自給率を上げることは、その低減に繋がります。本市では、耕畜連携により市内産稲WC Sの生産拡大と畜産農家での利用促進を図ることで、家畜飼料のうち、粗飼料自給率を向上させることができると考えております。また、こうした取り組みにより、世界的な飼料価格高騰の影響を軽減できると期待しています。

3点目は、スマート農業の推進です。具体的には、先ほど申し上げたドローンの導入では上空からピンポイントな農薬や肥料の散布も可能なため、化学肥料や化学農薬の使用低減に繋がります。また、GPS直進アシスト機能つき田植機では、自動で直進する機能を有しており、無駄な重複作業が減ることで、燃料低減が期待できます。本市の農業分野において、脱炭素や環境負荷軽減の推進は、必須であり、様々な施策の中で積極的に取り組んでまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○3番（谷口敬信）

1点目のスマート農業について今年度予算2,264万6,000円以上だと思っておりますけれども、今お聞きしましたら13名と14名ということで、計27名の方が公募されたということですが全員の方に予算が配分できるのか、それともというか、均等割りにして全員にいくのか、抽選にして何人かに絞るのか、または補正予算を倍にするとか1.5倍にするとか、そういったことをされる予定はあるのかお伺いしたのです。私が予想していたより応募された方が多かったのでこの質問をいたしました。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

ただいまの質問は、私の説明2点目の気象観測装置などのそういった分野のことだと受けとめております。それで、公募によったんですが、基本的には希望された方に届いたということでございます。希望された方には、全て届けたということでございます。

○3番（谷口敬信）

ということは、この2,264万6,000円で全部補助金が使われたという解釈でよろしいですか。まだ余裕があるとか、それはどうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

この予算額の多くが農業機械に関するものでございます。どうしてもスマート農業を導入することになると、例えばコンバインですと、1台1,000万円を超えるような規模になってしまいます。それで機械に関するところは県の補助とかを、活用させたりしているんですが、今のところ農業機械についてはなかなか査定が厳しくて、つく見込みがございませんので、今の国の補助金を要求して、できるものから対応しようというふうに考えているところでございます。

## ○3番（谷口敬信）

私は、ちょっとこの金額かなと思ひまして、県のほうの補助金のほうを調べさせていただいたのですが、やはりJAひださんがやっぱり組織力があつて、ほとんど県の関係は予算のほうの配分がどうしてもそういった団体の支援のほうに回つてしまつて、やはり飛騨市で1件だけ、機械の田植機ですか。大体480万円で、144万円の補助金というのが1点だけありました。あとは除草用のドローンとかが4件。トラクターが1件とか、あと今言っているのは全部高山ですが、ほとんど高山のほうでトイレとか野菜の冷凍庫とか、そういったものに使われるように、補助金が今いっているわけで、なかなか機械を買うというと、今、部長がおっしゃつたように、県のほうでもなかなか難しいと思いますので、国のほうの予算を今後使っていけるようなふうになればいいと思います。よろしくお願ひいたします。

このまま質問に入つていいですか。2点目の脱炭素化社会に向けての農業なんですが、結局、今、野村部長がおっしゃつたのは結局、間接的にCO<sub>2</sub>を無くすと、要するに、海外からのやっぱり飼料の輸送とか、化学肥料の輸送とかそういうのを減らすことによって、間接的にCO<sub>2</sub>を減らすということ。スマート農業を取り入れることの経済効果とかCO<sub>2</sub>の削減と、それとWCSの促進、確かあれも予算に110万円か、100万円か運送費でしたか、みてあつたと思いますが、具体的に、今、その面積は今年のWCSの面積というのは増えるでしょうか。

## ◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## □農林部長（野村久徳）

先ほど答弁させていただきましたようにWCSほか、そういった飼料を自給するということは、大変重要な課題と受けとめておりまして、市もそこについては積極的に支援をしたり、進めていくということでやっております。それで、手元に面積はどれだけかというのはございませんので、方向性だけお答えしたいと思ひます。今、粗飼料の自給率については、国の平均と比べると決して、今、高くはない状態です。ですので、それをまずは70数パーセントになりますが、ここ数年、5年ぐらいをめどに、国の基準に持つていくべく面積を増やす計画でおります。

## ○3番（谷口敬信）

私も偉そうなことを言つても、あまり農業のことは詳しくないので、勉強不足でもございましたので、いろいろ意見を伺わせていただきましてありがとうございます。これで一般質問を終わらせていただきます。

〔3番 谷口敬信 着席〕

## ◎議長（澤史朗）

以上で、3番、谷口議員の一般質問を終わります。

## ◆休憩

## ◎議長（澤史朗）

再開を午後2時35分といたします。

〔 休憩 午後2時30分 再開 午後2時35分 〕

## ◆再開

## ◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。2番、水上議員。

〔2番 水上雅廣 登壇〕

## ○2番（水上雅廣）

それでは、発言のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。まず国道の規制基準による通行規制についてということで、市の見解をお尋ねしたいというふうに思います。市の見解をお尋ねするというよりも、私、心の訴えだと思って聞いてもらってもいいかもしれませんので、そんな感じをお願いをしたいというふうに思います。

5月の17日から3回にわたって、宮川町と河合町で国道471号、古川町野口地内の通行規制に関する説明会が行われ、古川土木事務所からも説明がありました。私もその3回、会場へお邪魔をいたしました。

そうしたことを受けて、質問させていただきますけれども、まず説明の内容ですけど、一級河川宮川の増水による道路冠水が過去に幾度かあったことから、道路利用者の安全を確保するために新たに通行の規制基準を設け、それに基づいた通行規制を実施するというので、その内容、中身ですけれども、過去の冠水実績から道路冠水流量を毎秒1,700トンというふうに設定をされ、関係機関への周知やバリケードの設置など、そうしたものの準備期間含め、おおよそ1時間を考慮して角川ダムの放流量が毎秒1,342トンに達した時点で通行を規制するというようなことでありました。また、決壊などがなければ、解除までのおおよそのめどとして、これまでの経験から8時間程度は解除までに必要なのではないかなというふうな説明もなされました。

その説明会においてですけれども、地域の住民の皆さんからは、上流の雨量や降水の状況をしっかりと見極めて対応して欲しい。また、しっかりと予告を含め、周知した上で規制していただきたいといったようなおおむね理解を示されたというふうに理解をされているのか、それとも決まっていることだから仕方がないというふうに思われたのか、分からないところもあるわけですが、こうした意見があった一方で、これまで解消に向けた検討はなかったのか、今後解消に向けた計画はあるのか、迂回路についてはどう考えているのかといったような多くの意見もありました。今回の通行規制基準により実施された場合、規制回数が、これまでよりも増え、そのたびに、宮川町、河合町の一部集落が完全に孤立するのではないかとというふうに心配をされるわけです。今般の説明会においては、そうした地域住民生活の影響については、特に触れられなかったというふうに記憶をしております。

この秋までには、国道360号種蔵・打保バイパス2号トンネル、塩屋トンネルですけれども、供用開始をされ、ようやく雪崩による通行規制区間が解消され、冬季間の孤立の恐れが和らぐものと安堵する中での新たな規制区間の決定でありましたから、もう私なりに落胆する気持ちを抑えることはできませんでした。

しかも、昨年、令和3年の6月には国道360号、宮川町の岸奥～落合間においても、ダム放流量による通行の規制基準が定められたばかりであります。

昭和48年、古いんですけれども、当時の岐阜県知事さんが、著書の中で、10年後の岐阜県という中で、高速道路について少し触れられておまして、建設の段階に入った東海北陸自動車道は

昭和53年には美濃市まで、昭和55年には白鳥町にまで開通し、昭和60年には一宮と砺波間の全線が完成することとなり云々と、このような見通しを語っていらっしゃいます。ただ実際に全線が開通したのは平成20年ということでもあります。

また、令和3年、去年の8月27日に、岐阜県事業評価監視委員会という委員会が開催をされまして、その資料を見させていただきましたら、国道360号、種蔵・打保バイパスの完成予定年度は、令和13年というふうになっておりました。前回、平成28年の再評価時には、完成予定年度が平成38年、令和8年ということになっておりましたし、その前、平成23年度を見ますと、再評価時は平成27年頃というような記載になっておりました。事業化決定までの道のりを含め、道路事業がどれほど長く厳しいものであるかということは、こうした例を挙げるまでもないことであると思います。

それから、今の宮川小学校の児童が、道というようなことをテーマにして、少し勉強されているようなことをお聞きしました。私も久しぶりにいろいろなパンフレットとか探しました。そのときに、昭和57年頃に作られました、不通続きの生命線という冊子を久しぶりに目にいたしました。その最後のページに、国道360号改良促進期成同盟会、これは当時の合併前の宮川村、河合村、富山県の細井入村、それと今もある白川村ということで4つの村の首長で組織された団体でありましたけれども、その会の会長でありました、宮川村長の言葉を久しぶりに読んだんですけど、少し読ませていただきますけれども、前段は略した上で「道路は地方生活の鍵であります。そして古い洋服は幾ら修正しても新型にならないのと同じで、豪雪地帯の道路は改良しても現在の需要に応えるものにはならないかもしれません。デザインを改め、つまり抜本的に設計し直して、新しく雪に強い道路をつくることこそ、地域村民の願いなのです。そして、私たち村々にとって、道路整備は最大の福祉事業となるものですから、各方面の特段のご高配をお願い申し上げる次第です。」ということが書いてございました。

この頃から、福祉の充実のためにはどうしても道路整備が必要だという、こうした強い思いで、道路整備を促進してきた当時の村長や議会、それから村民の思いがあるわけですが、今なお、私たちもそうした気持ちを持ち続けているわけです。

今年3月の議会における私の質問に対し、市は市としましても通行車両の安全確保が最優先であり、当該道路を管理する古川土木事務所の通行規制については、必要な措置であると考えておりますが、冠水対策については、早期の実施は困難であるとのことでありますので、早期解消に向けた要望活動を、しっかり行ってまいりたいと考えております。こうした答弁をしていただいております。

このようなことを踏まえて、お尋ねをするわけですが、まず、規制の解消に向けた市の考え方をお尋ねしたいと思います。市は、今ほど申し上げました説明会における地域住民の意見をどのように受けとめていらっしゃるのでしょうか。また、早期解消に向けた要望活動を行っていく上で、どのような内容の要望を考えていらっしゃるのでしょうか、お伺いをいたします。併せて、迂回路の整備等に対する考え方も伺いたいと思います。

次に、帰宅困難者への支援についてですが、規制が長時間にわたって迂回路も危険な状況にある場合、通勤、通学者など、帰宅困難となることが考えられます。そうなった場合の支援なんですけれども、例えば宿泊場所の確保であったり費用面での負担支援、そういったことは考

えていただけないのか、お伺いをいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

国道の通行規制につきましてのお尋ねでございます。2点いただいております。順次お答えを申し上げます。

まず1点目の規制の解消に向けた市の考え方ということでございます。昨年度から国道360号、それから県の稲越角川停車場線、雪崩の規制でございますね。度重なる通行止めがあつて、議員も質問いただきましたけども、私も地元の皆さんから大変強い不満の声もお伺いをいたしましたし、現実はこの冬何度も通行止めになりましたので、その都度、市から申し合わせを出すときに非常に心苦しい。また、時には神岡を回って通勤、通学をしなければいけない方もありましたので、本当に私自身も心苦しい辛い思いでそうした対応を見てきたところでございます。

したがって、議員、心の訴えとおっしゃいましたけども、そうしたお気持ちは痛いほど分かる。非常に強く私も感じている。その気持ちは同じでございます。特にまた国道365号などの規制については何とか今年の夏まで待つて欲しいということで、8月にも種蔵・打保バイパス2号トンネル開通ということになりますので、この部分については、先の見通しがついてきているわけですが、今回その中で新たに国道471号の野口地内の通行規制が実施されるということで、これも議員、落胆という言葉をお使いになりましたが、その気持ちも重々、私も感じているところでございます。

他方で今回の規制ですが私自身も、古川土木の所長から直接説明を受けました。その際に、データも見せていただいて、過去の実績から道路が冠水する河川流量を毎秒1,700トン、通行規制雨量としては1,342トンという設定をしたという説明を受けました。実際に過去のデータから見ると、かなり相当危険な洪水流量であるということも理解もいたしましたし、また発生頻度も過去20年間で4回と低いということもございますので、私としては納得できる対策だというふうを受け止めたところでございます。

実際にこの話を所長から聞きながら、平成30年の7月豪雨、市内に大きな被害を出しましたし、河合、宮川かなりの雨量だったわけでありまして、あのときのことを思い出しております、野口地内で、あのときも相当河川の流量が増えまして、危険な状態になっているという、そして今回の規制の区間、野口トンネルの手前ですね、古川から分かれて手前、冠水しているという情報も実際に入ってまいりまして、現場から送ってもらう写真なんかを見ながら古川土木の所長と携帯で連絡を取り合いながらさあどうするというようなことで、対策に当たったことを思い出すわけでありまして。

そうしたことを踏まえますと、あのときの流量というのをを見せていただいているわけですが、確かにこの流量であると危険性が相当高いので何らかの規制は講じなければいけないというふうにも思ったところであります。そうなりますと今回の規制はある程度、これは是とした上でおっしゃったような規制解消に向けた対応というのがやっぱり一番重要になってくるということですが、古川土木事務所の方針は未定ということでもあります。

ただ、あの区間を抜本的に解決しようと思いますと、道路の対策といえば河川の流量を下げるしかないというふうに河川水位を下げるしかないというふうに思っているのですが、実際宮川の河川改修の事業というのは、鷹狩橋よりも上流側、ここが一番危険性が高いので、現在そこに全力を傾注しているという段階でありまして、その鷹狩橋よりも下流については、あまり議論されていないというのが現状であるわけです。

そうした意味においては、この規制解消をするための方策という意味で、この部分の、この区間の河川水量をどうやって下げていくのかという検討を、今一度しっかり県にお願いをしていきたいと思っておりますし、私もまた所長にも直接お話をしまして、こうした一般質問での議論もあったということも踏まえてお話を申し上げていきたいというふうに思います。

それから迂回路の問題でありますけれども、県道471号の野口の区間が通行止めになった場合というのは、県道の稲越・角川停車場線、そして市道の臼坂線、林道の森安～臼坂線が非常に重要な役割を果たします。これも、平成30年7月豪雨のときはこのルートで、実際に宮川のお子さんが通学をされるということがありましたし、その意味では、この路線がいかに重要かということも認識をしたところでございまして、県への働きかけでありますとか、国の補助事業を活用した防災対策工事というのを、現在継続的に実施しているところでございます。こうした点におきましても、迂回路ということを改めて念頭に置いた上で、危険箇所の解消に努めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、2点目の帰宅困難者への支援についてのお尋ねでございまして。国道の冠水による通行規制、先ほど申し上げたような、森安～臼坂を通して迂回しなければいけないようなところ、またそれも危険になる可能性もあるというようなことを考えますと、やはり、そうした帰宅困難な状況というのはどういうときにできるのか、発生するのかと言いますと、当然にして大雨警報とか土砂災害警戒情報が発令されて、通行規制がかかる頃には実際には通勤、通学を含めて外出は自粛いただいている、避難の準備をいただいているという状態になっているというのが前提としては考えられます。

ただ、昨今のこうした気象状況でもありますから、突発的な複合災害で、急遽、突然、通勤、通学者の皆さん、あるいはそれのみならず通行者とか、観光客の皆さんが孤立するというような事態は発生し得るわけでありまして、しかも、それが長期に及ぶということも十分考えられるところでございます。

これも平成30年7月豪雨のときの話でありますけれども、あのときに数河がこちら側の戸市側と、神岡側の両方が土砂崩れを起こしまして、特にこの古川側、非常に大きな土砂崩れがあったわけですが、あのときに、数河の峠のところ、ドライブインのところ、トラックドライバーと観光客73名が孤立するという事態がございました。

あのとき、災害対策本部ですべてと交代をしておりました、とにかく何とかしなければいけないということで、最初、高山国道の所長に何とか早期開通を図れないかということで時間を区切って交渉していたのですが、安全確認が難しいということになりましたものですから、急遽、その場ですごうビレッジ修徒館に収容しようという判断をいたしまして、市から所有者の方に連絡を取って、なかなかこれも取りにくかったんですが何とか連絡を取って暗くなる直前に全員、修徒館のほうに収容したということがございました。

その際、食料、飲料水の提供も行いましたし、地元数河区の方にご協力をいただいて、いろいろな支援もしていただいたということです。さらに、その場に移動販売の方が居合わせられましたので、その方に食料の支援もしていただいたということがございました。こうした非常時というのは、こうしたようにそのときの状況に応じて柔軟に対応していくということを主として旨としておりますし、同様に、今後も帰宅困難者等が発生した場合には、柔軟にそのときの状況に合わせて対応していきたいと考えております。

例えば宿泊を伴うような泊まり、夜を越すような場合でも市の指定避難所もありますし、河合町では河合町公民館、保健福祉センター、宮川町では宮川公民館、宮川小学校体育館というところを避難所として開設しておりますので、そうしたところに入っていただくということも可能であります。また、これは市の施設でありますので開設運営も市の職員が担当しますし、また食料、毛布等の寝具類の提供も防災備蓄品から提供いたします。

したがって、住民の方も含めてなんですが、必要なときには柔軟に対応していくということでございます。また、今後においても、こうしたときに宿泊施設を提供していただけるように、災害時宿泊施設提供協定というものも結んでおりますので、そうした締結施設の皆さんにもご協力いただきながら、非常時にはあらゆる手段を講じて帰宅困難者、あるいは孤立された方の安全を確保できるように、全力を尽くしてまいりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○2番（水上雅廣）

思いを酌んでいただいてありがとうございます。市長が先ほど道路というよりも、県道471号、道路というよりも河川だと言いました。私ももし、仰らなければそうしたことをお聞きしようかなと思ったんですけど、市長の口からそういうふうに言っていただきましたから、何とかそういった方面でも検討いただけるように、また県の方としっかり調整をお願いしたいなと思います。

それから、こうした、しっかりした答弁をいただいてもらいながら、またしても言うのはちょっとあれですけど、宮川の振興事務所を建て替えになったんですけど、それまで事務所の壁のいたるところに当時の職員なら覚えているかもしれませんが、こういう言葉の張り紙をしてあったんです。

「通さぬは通すが為の道普請」と書いて、これはまさしく今も市長もおっしゃいましたが、理解できるところは理解しながら、しっかりと次のことに向かってやっていきたいということで、これもずっと当時からあって、私たちにもそうなんだと思っておりました。検討されるときにもう1つ、神岡側の県道471号線の関係で、神岡、富山といいますか上宝の沿線の整備を図りたいということで、県の職員と市の職員で協議会みたいなものを作っていらっしゃることなんですけど、できれば、一帯といいますか、国道360号、県道471号の今の野口～富山間、それも含めてとか、それ独自でもいいんですけど、こうした同類かそうした類の検討をできるような組織を作っていただくこともお願いできないかなというふうなことも少し思ったんですけども、そうしたことについてはどうでしょう。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。



## △市長（都竹淳也）

県道471号は、国道41号との重複部分を含めてなんですが、ずっと上宝から続いている路線ですので、確かに県道471号ということで連携を図っていくというのは大いにあり得るのではないかなと思うんですけど、現状としましては、そういった枠組みはないわけではないんですが、神岡側は特に、上宝から向かっていくところの視距改良ですね、神岡商工会議所が中心に強く働きかけられて事業化が、本当にこれは無理だと思っていたものが通って、今、事業化されているというものもありますし、もちろんそういった熱意というものをお互いに相乗効果をもたらしながら、宮川、河合の力と、神岡の力を両方で高めていくということもあり得ますので、今おっしゃられた点については既存の組織の再整備も含めて活性化が図れるように。そして、強い力で声を届けられるように前向きに検討していきたいと思います。

## ○2番（水上雅廣）

ありがとうございます。ぜひそのように。やっぱりどれだけでも、いろいろな形で集合体として、しっかりとした意見が飛騨市内含めてやっていければ、一番ありがたいし、それが市長を推して一緒に県や国に言っていける、そういう体制づくりなんだろうと思いますので、何とかまたお願いします。

そういうことで、もう1つ、ここに河合橋のかわら版みたいなのも、ちょっと手元に置いたりもしたんですけど、せっかくなので、平成14年なんですね、河合橋の委員会が作られたのは。これは河合、宮川、当時の村民は約30人ほどと村の職員と土木の職員と3回ほどやられまして、今の河合橋の架橋位置とかを県に提言するような形でされました。そこから、今に至っているわけですから、こうしたことも含めて、整備関係のほうにも力を入れていただきたいというふうに思います。

そうしたことをお願いしながら、いろいろ申し上げましたけれども、先ほど市長が言われたように8月にはいよいよ種蔵・打保バイパスの成手橋、塩屋トンネルの開通していただけるということで、式典もやっていただけるというふうに伺っておりますから、それを楽しみにして、それが市民からの感謝の気持ちが伝えられるように、また次に繋がることを念じながら、一生懸命取り組ませていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

では、次の質問に入らせていただきます。次の質問は、昨日何点か、もう答弁をいただいたような感じもあるんですけど、今日は今日ということで仕切りなおしでお願いをしたいと思います。原油価格とそれから物価高騰に対する市の対応ということでお聞きをいたします。

今般の原油価格、物価高騰に対して国はコロナ禍における原油価格、物価高騰等総合緊急対策を打ち出し、地方公共団体への支援として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、地方公共団体が実施する生活に困窮する方々の生活支援や、学校給食などの負担軽減など、子育て世帯の支援、また、農林水産業や運輸、交通分野を始めとする中小企業者等の支援といった取り組みを後押しするという一方で、また、原油価格高騰対策に係る特別交付税措置により、生活困窮者等に対する灯油購入などへの助成など、地方公共団体が実施する原油価格高騰対策への財政支援をきめ細かく行うということにしております。

また、新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策なども掲げていらっしゃいます。こうしたことを受けまして、昨日の答弁いろいろ、今日の答弁もそうですけども、市も様々検討

されているということでありましてけれども、対応について、何点かお伺いをしたいと思います。

まず、市の発注する公共工事に対する考え方についてお聞きをしたいのですが、公共事業について、原油価格、物価高騰に対する飛騨市の対応方針として、市内の状況は土木関連事業が20%~30%値上がりをしているけれども、現時点における発注済みの工事が少ないため影響は少ないというふうに思っているということです。

その上で、検討している対策案は、市の発注する公共事業への対応というふうに記載をされておりますけれども、具体的な内容には、この時点ではまだ触れていच्छやいません。その後、検討されていच्छやるかどうかもありますけれども、どのような対策を考えていच्छやのか伺いたしたいと思います。例えば、スライド条項の適用、このことについてはどのように思っていच्छやのでしょうか。あまりに請負金額との差があり過ぎますと下請け契約ですとか、代金支払いの影響、こういうことはあつてはならないと思ひますからお聞きをいたします。

それから、入札において、予定価格を事前公表とすることは検討はされていच्छやらないでしょうか。予定価格の事前公表は、落札価格の高止まりですとか、談合の防止、業者の見積もり努力の損失といったようなデメリットがあるというふうにされておりますけれども、今般のように資材等の価格が安定しない、高値にずっと推移するような場合においては、業者見積もりとそれから予定価格、設定額に大きな乖離が生じかねない。それが不落の原因となりかねないというようなことも思ひます。

こうしたことを含めて事前公表、どうでしょうかということなんですけれども、これによって、現在までの入札の状況で、資機材等の価格高騰によって不落になったような案件というものはあまりないのでしょうか。こうした資機材や燃料の高騰が入札参加者の見積価格に影響する。不落不調が増えたりもするのではないかなというようなことも懸念をします。

それから、早期の発注、適正な工期の設定、変更といったことも今まで以上に必要になってくると思うんですけれども、きめ細かにやっていかなければならないと思うんですけれども、このあたりについてはどう考えていच्छやるか。あと、リフォーム補助金への影響も少し心配するわけですが、額としては小さいんですけれども、建築等が多いということになると、資材高騰の影響などはまともに影響があるのかなということも、心配をするわけです。そうしたことが理由で、受け者とそれから発注者側に、契約の変更の中で、いろいろあつたりすることも危惧をしたりするので、そういった場合に補助率を変えるようなことができるのかどうか、そういったことも含めて建設関連工事への対応を少しお伺いをいたしたいと思ひます。

それから次に畜産事業者への支援の考え方ですけれども、畜産農家の経営形態は様々ということなんですけれども、コロナ禍で融資を受けて、しのいでこられたという農家もあると思ひます。そうしたことに加えて、返済額が積み重なる中での、原油高騰や飼料費の購入価格の高騰ということで、経営をさらに圧迫しているのではないのでしょうか。

飛騨牛の枝肉価格、他県に比べてある程度高値で推移しているようなことも伺っていますけれども、それによって、マルキンと言われる、肉用牛肥育経営安定交付金、こうしたものの申請がしにくい状況にもあるんだということも反面伺っています。飼料価格は他県と同等に高騰しているというようなことで聞いているわけなんですけれども、現状はどうかお伺いをしたいと思います。

また配合飼料価格安定制度、こうした補填金の交付もあるんですけども、この状況についてどういうふうになっているのかも伺いたしたいと思います。飛騨市は畜産農家の経営状況についてどういった方法で把握されているのか含めて伺いをいたします。

高山市は新型コロナウイルス禍や、原油高騰による飼料の値上がりで打撃を受ける牛農家を支援するために、干し草などの粗飼料の購入補助ということで、粗飼料の購入が1年前と比べて、差額の2分の1を補助するというので、事業費8,400万円の補正予算を提出するんだと、少し前になるんですけども、そういった報道を目にしました。飛騨市においては、こうした点、どういうふうにお考えなのか伺いたしたいと思います。

それから3点目、水道料金の一時的な値下げをしていただけないかということでもあります。水道料金については、水道事業の運営の安定を図るということで、今年2月分から改正をされます。今般の原油価格、物価高騰がある種の災害というふうに捉えて、一番受益が多い水道事業、一般家庭の基本料金の半額程度、一定の期間、一般家庭から減免をしていただくことはできないかというようなことを思いますけれどもいかがでしょうか。その際に当然企業会計の赤字が発生しますから一般会計からも繰り入れていただくというようなことも含めて検討していただけないかということで、伺いをいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

原油価格、物価高騰に関するお尋ねでございます。3点目の水道料金の減額の件、昨日からの流れもありますので私からご答弁申し上げたいと思います。

この水道料金でありますけども、料金改定を今年の春から行っているということをご存知のとおりであります。人口減少による水道料金の減少と、老朽化が進む施設の更新などを計画的に進めるための費用を安定的に確保するということが目的でありました。その際に、コロナ禍での値上げということもございまして、商工団体等から減額の支援を求める声もありました。その際に先の状況は予測ができないので、値上げ後の実際の状況を踏まえて、必要があれば減額ではなく別の支援という形で検討することになるという考えを、当時お示しをしたところでございます。

その先の状況予測ができないという状況だったんですが、今はどうなったかということでもありますけども、全く予想していなかった原油高、原材料高、それから円安による物価高騰に直面しております。一般家庭での公共料金は電気代は前年比約25%の上昇、ガス代も前年比約20%の上昇ということになっております。その他、食料品を始めとする物価も昨日ありましたように軒並み高騰しているわけでございます。

しかも、その長期化の可能性があるということも、昨日申し上げました。こうなりますと、水道料金だけを減額または別の形で相当分支援するかどうかという問題にとどまらなくなってしまっている。真に必要な方々を見極めて、国、県の施策を踏まえつつセーフティーネットを張ると、これも昨日申し上げた考え方で対策を講じていくということをしていかざるを得ないということになってきたわけでもあります。それと、水道事業自体も環境が変わっているということをここで含めなければいけない。

つまり、電気代の高騰だけではなくて管材、それから電気機器の価格上昇というものに見舞われている。これが値上げをしたときと、またさらに状況が変わって経営が圧迫されているという今の状況です。

それで、少しご紹介申し上げますと、水道事業全体での電気料金は、昨年同期に比べて約30%上昇しております。水道事業の電気料金、これが30%上昇。それから水道管等の資材が10%~40%価格が上昇しております、これらの価格上昇は料金改定の際には見込んでいなかったことあります。そうすると、料金の値上げはさせていただいたものの、当時の見通しからさらに状況が悪化しておりますので、経営は楽ではなくこの経営見通し自体も、場合によっては見直さざるを得ない可能性が出てきているということでございます。

ただ、いずれにしましても、今急激な物価変動で経済状況が混乱している状況でありますし、昨日、今日の状況だけを見ても円安がこれだけ進むということになってきますと、今後の物価の動向が全く読めなくなっているということでございます。

したがってこの全く先行きが見えない状況の中で、水道料金の減額ということ判断できる状況にはなっていないということをご理解を賜りたいというふうに思っております。昨日も、県内各地水道料金の基本料金の減免等を行うところがあるということは重々承知をしておりますが、飛騨地域においては減免、減額を行う自治体がないのが現状でありますし、他の自治体がどうあれ、飛騨市独自に考えていかなければいけない問題であります。こうした水道事業そのものの環境変化ということも併せて考えないといけないということを、この際ご理解をいただければというふうに思います。私からは以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

それでは、ご質問1点目の市が発注する公共事業に対する考え方についてお答えします。

飛騨市工事請負契約約款第26条第5項において、「特別な要因により、主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ、請負代金が不相当となったときは、請負代金の変更を請求できる」と定められておまして、県の運用マニュアルでは品目類ごとに増加分が対象工事の1%を超える部分について、変更の対象にできることとなっております。

現在、市の発注済み工事において、この単品スライド条項に基づく受注者からの協議の申し出は今のところありませんが、建設業者への聞き取りによると、資材の高騰は木材や燃料費に加え、鋼材や生コンなど多岐に及んでいるとのことであり、また本年4月には、岐阜県技術検査課より、スライド条項に基づく適正な対応を行うよう通知を受けているところでもあります。

こうした状況を踏まえ、今後、国県の動向や対応状況を注視しつつ、請負代金の変更協議があった場合には、適正に対応するものとし、必要に応じて9月または12月補正にて、所要の予算を計上していきたいと考えております。市発注の入札状況について、工事発注において、最新の県単価及び見積もり単価を採用するなど、市場を反映した設計積算に努めており、今のところ物価高騰による要因で入札不落となった案件はございません。

なお、予定価格の事前公表につきましては、物価高騰のほか様々な要因を考慮して現在総務部において検討を進めているところです。

また、ご指摘の公共工事の発注時期や工期の設定につきましては、資材や製品など、入荷の遅れ等の実情も考慮して、早期発注や工期の延長などを適切かつ柔軟に対応してまいります。

最後に、住宅リフォームへの影響についてお答えします。リフォームに携わる業者から聞き取りした情報では、個人住宅における契約においては、資材高騰による増額変更は、顧客の理解を得ることは難しいため、今後の資材高騰などを見込んだ見積もりをもって契約しており、資材高騰による契約金額の変更が生じるケースはあまりないと伺っております。また、本リフォーム補助は、現予算を上限として、抽選により補助金交付者を決定しており、申し込みされる方全員が補助金を受けることができない状況において、資材高騰による補助金対象額の増額や、それに伴う補助率の変更については、市として考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

2点目の畜産事業者への支援についてお答えいたします。肉用牛経営安定交付金制度、通称牛マルキンとは、肉用牛の販売に対する補填制度であり、国が4分の3、生産者が4分の1に相当する額を積み立て、標準的な販売価格が生産費を下回った場合に、その差額の9割を積立金から交付される制度です。この制度における販売価格については、都道府県単位を基準に算定しており、一方で生産費については全国を基準に算定されています。

現状においては、飛騨牛の販売額が全国と比べて高値で推移しており、標準的な販売価格が生産費を上回っていることで、牛マルキンの交付を受けていない状況です。

次に、配合飼料価格安定制度についてお答えいたします。この制度は、配合飼料の輸入原料価格が、直前1年平均と比較して上回った場合に、生産者と配合飼料メーカーの積み立てによる通常補填と国と配合飼料メーカーの積み立てによる移譲補填の二段階の仕組みにより、四半期ごとに、高騰した差額分を補填する制度です。なお、昨今の配合飼料の価格高騰の中、令和3年1月～令和4年3月まで、この制度による価格高騰分の補填が行われています。

続いて、粗飼料の購入補助についてお答えします。市内畜産農家の経営状況については、JAや関係機関と連携し、状況把握に努めていますが、本市においても、粗飼料価格高騰の影響が出てきており、配合飼料のような補填制度がないことから、市内畜産農家の経営に深刻な影響が出ることを懸念しております。このため、本市でも市内畜産農家への粗飼料確保に対する給付金制度を考えているところです。

具体的な支援の内容として、まず対象者は市内の肉用牛及び乳用牛を飼育する畜産農家とします。支給額は、令和3年と令和4年の乾牧草1トン当たりの輸入価格の差額相当9,000円の2分の1である4,500円を基礎額とし、飼育頭数、飼育日数及び牛の種別に応じた餌の量に乗じた金額とする考えです。なお、今回の緊急的な支援だけではなく、今後は海外情勢の影響をなるべく受けない体制を目指し、稲WC Sの普及拡大など、市内粗飼料受給率の向上に努めてまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○2番（水上雅廣）

一点目ですけど、スライドはもう約款どおりそういう状況になれば、一応やっていただけると。分からないかもしれませんが、市の発注工事で結構工期と工事費の関係もあると思います。スライドが、これはこれからのこともあるので一概に分からないかもしれませんが、件数として市の発注工事でこうしたものが対象になるような案件はどのくらいあるかなんていうのは、分からないですか。分からなければいいです。答えようがないですね。

それでこれは繰越事業、令和3年から令和4年へ繰り越していますよね。結構大きいんです。それから債務負担行為、個別の工事はちょっと差し障りがあるんですけど、そういったものにも適用されるのか、できるのかどうかだけ教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

いわゆる単品スライド条項という、例えば燃料費の高騰でしたら燃料費だけを見て1%以上の変動がある場合は、1%除いた部分について、対象となるということで、これは繰り越し工事です、その対象となりうるということでございます。

○2番（水上雅廣）

どちらかと言うと、土木事業よりも建築工事のほうが心配ですよ。単品スライドは、鋼材類とそれから燃料費、それ以外のもので、どんどんどんどん建築関係ですといろいろなところに影響がある。資材という資材全部ではないですか、今。そうしたものに対することというのは、どのように考えておけばいいんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

現在、高騰状況を見てみますと、やはり燃料費と、木材と鋼材、この3つが非常に高騰しているということで、ほかの材料については1割くらいで変動しているようですので、それが今度秋までにこの変動がどれくらい上がっていくのかというところは、ちょっと見通せない部分があるんですけども、その変動が大きくなった場合にはスライド条項の適用になっていくというふうに考えております。

○2番（水上雅廣）

しっかりと対応をお願いしたいと思います。入札の関係は多分副市長が仕切っていらっしゃると思います。さっきの予定価格の事前公表のことですけど、これ、前に事前か事後かというのは、いろいろ議論があったりして、そのこともあって今は事後公表ということなんですけど、さっきも言ったように、当時の状況とは少し違うのではないかなというふうに思うわけですね。なので、併用でもいいんですけど、これを少し先ほど考えようかなみたいな雰囲気のご答弁でしたけれども、考えていただきたいと思いますが改めてどうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## □副市長（湯之下明宏）

先ほど答弁がありましたように、今、総務部のほうで一応変えようかなという方向で検討しております。それで、一番は全てに該当させるのか、あるいはどういったものに該当するのかということ、この辺りをもう少し詰めて、あと内部でもう1回協議をして、最終決定をしていきたいという状況であります。

## ○2番（水上雅廣）

さっきの畜産の関係ですけど、いろいろと手当をしていただけるということで、ノウハウとしては大変助かるんだろうというふうに思います。1つ、畜産農家自身が受給する、要は自分で牧草ですとか稲わらを作ったりされると、今、何とか自分で、そういうふうに努力しなければいけないなと思ってらっしゃる農家さんもたくさんいらっしゃるんですね。そうしたときにその購入ではないものですから、さっきの答弁があったのかもしれませんが、そうした方に対して、先ほど言われた給付の話は、適用していただけるということで、理解しておいていいのかなどうか。いいんですね。

## ◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## □農林部長（野村久徳）

該当する予定で考えております。先日JAひだの畜産部長とも今の経営状況がどうかということを確認しました。やはり一番心配してみえるのは資金繰りが、予想外、予定以上にやっぱり高くなっているものですから、子牛を買ってくる肥育農家も子牛市場自体も、結構全国とかで高値であります。もちろん枝肉のほうも高いのですが、そうしたことで、やっぱり資金のショートが一番懸念されるということです。

そういったことも踏まえてとにかくできるやつということで、今、自給飼料をされている方、あるいは市内でWCSを購入されている方も対象にして支援を考えてまいりたいと考えております。

## ○2番（水上雅廣）

今般、県のほうの補正予算の中に、粗飼料の生産の拡大の関係で機械の補助金が出ていたんです。対象が団体ということだったので、ちょっとなと思うんですけど、もしあれば、そういう県の補助金に対して市がもう確か2分の1だったと思いますけど、かさ上げするとかいうようなことは思ってもらってらっしゃいませんか。

私、できれば個人向けにそうしたことが必要なのかなというふうに思っているわけです。少し今の段階での見解でいいですけど見解をお願いします。

## ◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## □農林部長（野村久徳）

様々な機械の導入によりまして労働生産を上げたりコストを下げるということがとても大事だと思っております。

その上で、県の補助金をご利用されたい畜産農家の方がいらっしゃれば、それはそれで検討してかさ上げ、基本的には2分の1以内というのが、補助金の交付要綱で決まっておりますけれど

も、かさ上げも財政部局と相談しながら決めてまいりたいと思います。

また、やっぱり農業関係の補助金はどうしても法人とか農業者団体の補助というのが原則になりますので、国県補助を使う場合は、そういった団体、あるいは法人という形になります。

ただし最近個人向けのいろいろなソフト事業も出てきておりますので、そういったものを有効に活用しながら、市のほうでも補完しながら施策を講じていきたいと考えております。

○2番（水上雅廣）

前向きに検討いただけるようなのでお願いをしたいと思います。ただ、心配なのはそうやって補助、補助と私も言うんですけど、結局その償却とかですね、市債になるわけですから、のちのちの経営に逆に悪影響を及ぼすみたいなことになるのを少し懸念もしなくもないんですよ。ただ、今の状況を見ると、そういうふうにしてでも、生産を促していくことのほうが大事なかなというようなことを思ったものですから、言わせていただいたのでお願いをします。

最後に市長、水道料金ですね、あれだけのことを言われればもうこれは昨日も何人もされていますから、私も何とか泣いて市長にお願いしようかなと思っていたのですが、確かに今、自分で資材高騰の話しながら、一方で企業会計という中の資材の話もあるわけですから、もう少しこの件については自分の中でしっかりと考えたいと思うわけです。

ただ、お願いをしておきたいのは、これは今、物価の関係とか金融機関でどんなふうにされるのか分からない状況なのですけれども、本当の有事とか災害のときなんかはしっかりと水道会計に対して一般会計から支援をしていただけるような仕組みをきちっと、これは基準がクリーンになるのかもしれませんが、そういうことはしっかりと体制としてとっていただきたいなというふうに思いますので、この点についてもお願いします。以上で質疑のほうは終わらせていただきます。

〔2番 水上雅廣 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、2番、水上議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後3時35分といたします。

〔 休憩 午後3時31分 再開 午後3時35分 〕

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。13番、葛谷議員。

〔13番 葛谷寛徳 登壇〕

○13番（葛谷寛徳）

最後の質問者となりますが、お許しをいただきましたので、大きく2点について質問をいたします。



まず最初に、神岡城の展示、装飾等のリニューアルについて伺います。先の12月議会で鉾山資料館のリニューアルを含めた江馬地区一帯の活性化について提案したところでありまして、高原郷土館のさらなる活用に大いに期待しているところです。鉾山資料館のリニューアルはその後鉾山の町として長い時を重ねる神岡町の歴史や文化を伝えるために、神岡商工会議所とNPO法人神岡まちづくりネットワークが、住民参加検討会議でまとめられた提言を市に提出されました。これを受けまして、令和4年度は当施設のリニューアル後のあるべき姿などにおいて、基本設計等の予算が計上されているところです。

今年度、先駆けて神岡城の改修を行うとなったことは、神岡町のまちづくりにとって大変ありがたいことであり、今後の江馬町一帯の活力に大変期待が持てるところでございます。神岡城の経緯について少し触れますと、当時、神岡鉾山においては三井がこの地において鉾山業に着手して100年、また三井鉾山株式会社より分離独立して20年目となる年に、旧神岡町が合併20周年記念ということで、昭和45年6月神岡工業から寄贈されたのが神岡城です。神岡鉾山の思いは、広く郷土の歴史をしのび、また、社会教育や観光面でも有効に運用されたいとのことであったと思います。神岡城の地は、ご承知のとおり、戦国末期の高原郷の豪族、江馬氏が居館を構えたときに始まっており、以来、飛騨国領主金森氏の領有、あるいは幕府直轄の天領など、常に高原郷の鎮護の要衝でもあったと言われております。

現在の神岡城の展示は、コンセプトが明確ではなく、神岡にゆかりのないものが展示されているなどこれまでに大いに利活用されているとは必ずしも言えないものであり、リニューアルに大変期待をしております。神岡城の展示装飾等のリニューアル事業、1,000万円の事業概要を見ますと、江馬氏館跡公園との連携を図るということですから、非常に的を得ているものだと考えております。

概要にもあるように、県内で初めて国の史跡、名勝の二重指定を受けた、江馬氏の館跡公園です。江馬氏の歴史やその背景となる、神岡の歴史を伝えるコンテンツの不足や、高原郷土館の活用と連携の必要性が提言されております。また、文化振興施設としてではなく、展望台としてもすばらしい立地にあり、観光施設としても生かせるようなリニューアルを期待しております。江馬氏館跡公園の価値と、傘松城跡の評価を伝える展示としたい次の点について伺います。

現状とリニューアルの内容4点について伺いますが、1つ目に入込客数はどのように推移しているのでしょうか。また、神岡城の文化財としての価値はどのように考えられておられるか。3番目に、改めてどのようなコンセプトでリニューアルをされようとしておりますか。それから4番目、展望台としても活用できるよう考えられているか伺います。もう1つは、リニューアル後の活用について伺います。国史跡である江馬氏館跡庭園との連携による活用について伺います。以上、この2点について伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 登壇〕

□教育委員会事務局長(野村賢一)

1つ目の神岡城の現状とリニューアルの内容について、4点のお尋ねをいただきました。

まず1点目の入込客数の推移についてお答えします。高原郷土館は、神岡城、鉾山資料館、旧

松葉家の3館からなる施設です。施設は城ヶ丘公園内に位置するため、公園利用者も多数いらっしゃいますが、ここでは有料エリアの入館者記録を報告させていただきます。

コロナ禍前の平成29年度は、4,038人、平成30年度、3,338人、令和元年度3,904人の年間入館者数でした。コロナ禍以降も、令和2年度4,039人、令和3年度3,014人とあまり影響を受けず、3,000人～4,000人程度で推移しております。

次に、2点目の神岡城の文化財としての価値についてのお尋ねです。神岡城の建物自体は、昭和40年代に想像で建設されたいわゆる模擬天守と呼ばれるもので、調査結果や文献資料に基づいて復元された城ではないため、文化財としての価値は高くありません。しかし、高原郷土館の敷地全体は市指定史跡、東町城跡であります。東町城は、戦国時代に江馬氏が築き、後に高山藩主となった金森氏が高原郷の押さえとして改修利用したと伝えられ、飛騨市の歴史を語る上で重要な史跡です。

また、神岡城の建っている場所は古い絵図や写真から実際にやぐら台として使われていた場所であったと想定できます。そのため、現在の神岡城からの眺望は、当時の武将が見た景観を現在も追体験できる場所であると言えます。

3点目のリニューアルのコンセプトについてお答えします。神岡城の現状の展示は、寄贈された鎧カブト等の展示物が並び、議員ご指摘のとおり神岡に直接ゆかりがないもの、また、江馬氏に関係がないものも多くあります。そのため、リニューアルにあたっては、現在の展示内容を全面的に刷新し、高原郷の中世以前の歴史を概観しつつ、江馬氏や江馬氏の城跡について学べる場所にしたいと考えており、約半世紀にわたって継続して実施してきた江馬氏下館跡の調査成果や国史跡への追加指定を図るべく、近年、集中的に行っている傘松城跡などの山城の調査成果を余すことなく紹介したいと考えております。

具体的には、1階は江馬氏の歴史や点在する城跡の解説。発掘調査などで判明した、江馬氏城館跡の学術的価値を伝えるエリアとし、神岡城が建つ城跡の解説や近年の調査で判明した城下町としての神岡の町の解説も行いたいと考えています。2階は現状の考古遺物の展示をより分かりやすく整理し、江馬氏下館や神岡の縄文時代の遺跡から出土した土器を中心として、より優品を展示するとともに、適切な解説を加えて、神岡の歴史を遺物という物から考えることができるようにしたいと考えております。

このように、歴史が好きな方が楽しめる展示内容としつつも、たまたま立ち寄った観光客の方にも楽しめるように、映像による解説も行います。また、コロナ禍以後に予想される訪日外国人旅行者の来館者数の復調に対応するため、解説や映像は英訳併記を行う予定です。

最後に4点目の展望台としての活用についてお答えします。神岡城は河岸段丘上にあることから、議員ご指摘のとおり、3階からは素晴らしい展望が広がります。そのため、観光でお越しの方が、神岡のまちを一望できる景色を楽しむとともに、神岡の名所に案内誘導できるようにしたいと考えています。具体的には、現在見える景色の中で、川や街道、山城、寺社仏閣等の歴史的な場所のほか、観光スポットの表示や簡単な解説をパネル展示等で行う予定です。また、来館者が安全に景色を楽しめるよう、柵の修繕も行うこととしております。

次に、2つ目のご質問、リニューアル後の活用についてお答えします。国史跡、江馬氏城館跡との連携による活用につきましては、1つ目のご質問でもお答えしたとおり、神岡城の展示内容

を江馬氏城館跡の概要や、調査成果、国指定名勝庭園としての価値についても、映像を交えて紹介することとしており、同主席のガイドンス機能を持った施設としても位置づけることができると考えております。

さらに、令和5年度には神岡町に所在する傘松城跡が国史跡に追加指定となるよう現在準備を進めているところであり、傘松城跡や高原諏訪城をはじめとした江馬氏の山城の位置や概要、江馬氏の城づくりの特徴を解説する予定です。このように、リニューアル後の神岡城は、江馬館や山城探訪に深みを持たせることができるものと考えており、大いに相互の連携活用ができる施設になるものと期待しています。

なお、先の3月議会で、料金改定をお認めいただき、既に今年度より高原郷土館、江馬氏城館跡公園の共通料金を設定しているところです。今後も周辺施設との連携に継続的に取り組んでいきたいと考えています。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 着席〕

○13番（葛谷寛徳）

大変期待ができる内容になっていると思います。1点、伺いますが、このリニューアルが予定されておりますこの鉾山資料館や、江馬氏城館跡などと連携してより質の高い、中身の濃い歴史や背景を伝えることになるわけですから、より一層関係を持っていく仕組みが必要であるかなと思います。そのためにも、前回リニューアルされた資料館のときも言いましたけども、案内人や説明する人が必要になってくるとは思いますけれども、この点、今後どのように考えていらっしゃいますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

案内人についてですけども、基本的に、常時人が張り付いてなくてもいいように、動画とかで分かりやすい解説をする展示内容とするよう、工夫していきたいと考えております。

また、高原郷土館ですけども、街歩きガイドの案内コースに入っておりますので、地域全体で連携を強化したいと考えております。そしてカミオカラボや、リニューアルを予定している鉾山資料館と一体的な案内誘導を関係者ととともに模索したいと思います。

公園はご存知のとおり、受け付けからちょっと遠く、公園自体が広うございますので、管理作業も労力がかかっております。したがって現在の管理人では、ちょっと案内までできかねますので、今、申し上げましたような方法で対応したいと考えております。

○13番（葛谷寛徳）

ぜひ、この街歩きの案内人さんや、あの一帯、いろいろラボもありますし、特に城跡とこの神岡城、資料館、こういうことの連携が必要だと思いますので、また、もし団体であるとか、グループであるというような方がいらっしゃったら、説明するなどそういうような対応をできるようにしていただきたいなと思います。

それから、現在、ある程度の城の歴史を踏まえて神岡城もあまり文化財的価値はないかもしれませんが、それなりの城を東町城に基づいて造ったわけですが、この中に展示物は今現在ありますが、神岡にゆかりのないものも展示されているとはいえ、それでも立派なものも数点あ

ります。この現在の展示物は今後どのようにされるのか伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

展示してあるものでございますけども、寄贈していただいたものが多く、経路も不明なものがたくさんあります。それで一旦、どこか別のところに保管をしまして、もし所有者が分かって、返却のご希望があれば返却したいというふうに考えております。

○13番（葛谷寛徳）

保管されて、入札等で売るわけにはいかないということですね。幾ら価値があまりなくても、一応保管しておくということですね。聞くところによりますと、この鉱山資料館のリニューアルのコンセプトですね、この間の報道にもありましたように、この鉱山の町、神岡の歴史と文化を、後世につなぐとされているようでございますが、ぜひこの神岡城の展示装飾がこのリニューアルによって江馬氏城館跡の歴史と深く繋がっていることや、飛騨市の山城との関係なども今後いろいろと山城の整備をされていると思いますが、地域の観光振興、こういうことに繋がっていくと思いますので、こういうこのリニューアルに期待をいたしまして次の質問に移りたいと思います。

2点目ですね。新型コロナウイルス後の復活に向けた取り組みについて伺います。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、国内のインバウンド需要は低迷しております。市内の観光業や旅行業、また、飲食、宿泊業とそれに関連するタクシー業や酒小売りなどはまだ需要の戻りが鈍い状況であります。

県は、感染事例が多く見受けられる場面としては、飲酒を伴う懇親会等や多人数や長時間の飲食、マスクなしの会話などと注意喚起をされているところですが、飛騨市は早くから無料検査実施施設として、まちなか簡易検査センターを設置して対応しており、聞くところによりますと6月12日現在で7,533件と大変多くの方が利用されていると聞いておりますし、また古川町と神岡町の薬局で、抗原検査キットを500円で購入できるように支援しておられますが、これを聞きますと5月31日現在で1,568人が利用して、4,441個が購入され、大変好評を得ているということでございます。

ほかにも医療関係における無症状PCR検査や、地域活動団体への検査キット配布など、検査体制の拡充を図られているところでございます。

市長も制度にこだわって時間と手間のかかるPCR検査を重視するよりも、体に異変を感じたときや不安があるときは必ず、まず抗原検査キットで自己チェックしたほうが予防効果が大きいのではないかとと言われていらっしゃいますが、国は大型連休後も新規感染者数の減少傾向が続いているために、6月から入国者数を上限1万人から2万人に引き上げるということを予定しておりますし、また、外国人観光客の受け入れ再開に向けて、全国で小規模ツアーの実証実験が実施され、6月10日から外国人観光客の受け入れを約2年ぶりに再開をされました。屋外で会話がなければマスク着用の不要など、コロナ前の日常を取り戻そうとしております。飛騨市としても、コロナ禍の2年間で停滞してしまったムードを吹き飛ばすべく、市が主催するイベントは極力、積極的に前向きに実施すべきときではないでしょうか。

古川祭も何回も検討を重ねられて、縮小されたものの見事にコロナ禍を乗り越え、行列や屋台

の引き揃えを実施されました。議員も2年間、成人式や出初め式、学校の卒業式や運動会など、あらゆる行事に出席することはできませんでした。市としても、コミュニティ活動を維持するために、イベントを行う行政区や祭り関係団体などには、事前に申し込みをしてもらった上で、抗原検査キットを無料で配布するなどして、地域の絆、繋がりを維持されてきました。

コロナにかかっても、重症化予防のために、60歳以上の方や基礎疾患を有する方に4回目ワクチン接種の手続きも始まっております。

市として、この機会に感染対策を万全にして、イベントや交流、懇親会等を率先して実施していく方向を示したらどうでしょうか。まだ、慎重に対応すべき点はありますけれども、国が感染対象の二類相当に適用している以上、いろいろな制約が現実にあると思います。次の2点について、市の対応、考え方を伺います。

1つ、新型コロナウイルスとともに生きる生活、いわゆる新たな日常を早く取り戻すためにも、市のイベントや交流事業、懇親会など、今後どのような基本的な考え方で進められていくか、伺います。

もう1点、民間団体や行政区など、イベントや総会、交流事業など新たな日常を取り戻すためにも、市として対応を考えていらっしゃるか伺いたいと思います。民間団体もいろいろと市の対応に遠慮しているところが多分に見受けられますので、その辺をお伺いしたいなと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

コロナ後のイベント交流事業、民間団体のイベント、総会等に対する市の姿勢ということで、2点お尋ねをいただきました。一括してお答えを申し上げたいと思います。

まず、こうした今後の方向性を定めていく上では、現在の新型コロナウイルス感染症の状況というものをどういうふうに認識するかというところを押さえることが大事でございまして、まず、今、私の基本的な認識を申し上げたいと思います。

オミクロン株による新規感染者、全国的に減少傾向にあります。ただ第5波に比べますと依然高止まりしているということは変わらない。ただ、その中にある入院リスク、重症化リスクが低いことがこのオミクロン株の特徴であるわけです。このために3月の段階で政府の方針が大きく転換をいたしまして、今後強力な変異株が出現して来ない限り、感染拡大が起きたとしても飲食店や公共施設における時短要請や休業要請、国民に対する行動制限が行われないこととなっているということでございます。

また、最近の政府の専門家会議、アドバイザリーボードなんかの議論を見ておきますと、マスク着用を始め、生活の負担感を減らしつつどうやってコロナと共存していくかといった観点で議論が進んでいるというふうに承知をいたしております。

さらに、今後、どうなっていくかということなんですが、飲み薬の使用が恐らく本格的に認められてくるであろう。そうすると軽症の段階から治療ができるようになる可能性が出てくるということでございますし、ワクチンの国内生産も進むようになりますと、そのワクチンの確保も容易になってくるということがございます。それからワクチンそのものも今のワクチンというのは、

あまり知られていませんが、武漢型に対応したものでありまして、オミクロン型に対応したワクチンというのは、今、出ていないわけでありまして。それで、恐らくオミクロン株対応のワクチンというものも開発が進んでくるんだろうというふうに考えますと、こうした新型コロナウイルス感染症に対していくための医療資源というものは、さらに充実確保されてくるというのが今後の流れであろうというふうに思います。

一方で、足元の状況を見ますと市内の最近の感染事例、これは本当に数が減ってきておりまして、先ほども今日の数字が出てきておりまして今日は0件で0人でありまして、そして、非常に少ないわけでありまして、濃厚接触者が経過観察期間を過ぎてから発症するという、今までなかった発症パターンというのも出てきておりまして、そうするとやはり、何がどうなってくるのかということはお断できない、常に注視していかなければいけないという状況であることは変わらないわけでありまして。

それから、オミクロン株の重症化リスクの低さというのは、言われているのですが完全に実証されきっているわけではないということをお考えすると、やはり警戒を怠ってはいけないということになります。

それから、今後、3回目のワクチン効果がだんだん減衰をしてまいりますし、夏あたりに人が大きく動いたりする時期を迎えますと、また、春のこの連休明けのような一定の感染の拡大というのは見られる可能性もあるということをございます。そうすると、今後少なくとも秋から冬頃までは同様の基本的な感染対策はしっかり行っていかなければいけない。その上で、社会経済活動をまわしていくということをお考えしていかなければいけないということをございます。

市としては、これまでと同様の基本的な方針ですが、こうした基本的な感染対策を行いつつ、各種の行事、イベント、そうしたものは基本的に開催をしていくということをお、私としては常に申し上げておりまして、毎週行っております対策本部の中でもそのような指示をいたしております。

また、来賓を減らしたりとかそういった行事なんかもあるわけですが、感染リスクのことを考えますと、これは別に減らす必要はありませんし、フルパッケージで行っても差し支えがないのではないかというようなことを、私自身は申し上げているところでございます。その際に、例えば、今、旅行促進の施策である県民割で見られておりますように、ワクチンの3回目接種の確認、あるいは検査での陰性確認を軸とする対策がとられているわけでございます。

ただ特に、こうした飲食を伴ったりするものなんかにはこうした対策、確認の仕方というのは有効ではないかというふうに思われるわけですが、ただ、今後のことを考えますと、ワクチンを3回接種していたとしても、感染予防効果は次第に減衰していくということがございますし、高齢者等を対象とした4回目のワクチン接種が始まるわけですが、これにつきましても今回ご答弁を申し上げましたが、その目的は感染予防ではなく重症化予防ということで明示をされているということをお考えすると、ワクチンを接種していることの有無、そのワクチン接種がどういう状況にあるかということで、感染の有無を判断していくということは難しいだろうと考えます。

そうすると、現場においてその場で感染しているかどうかを確認するという検査が今まで以上に重要になってくるのではないかというふうに考えております。市がこれまで検査体制の推進をコロナ対策の重要な柱として位置付けて、生活の様々な場面で気軽に検査ができる体制づくりに

取り組んできたのも、あるいは今、市民の皆様にも頻回な検査を呼びかけているのも、こうした考え方によるものであるわけです。

したがって、今後の市内での様々なイベントや行事、懇親会等の開催に際しましても、基本的な感染対策に加えまして、事前の検査を上手に活用していただきたいというふうに考えております。まちなか簡易検査センターに加えまして、今般も薬局での検査キットを購入できる支援策の拡充ということを行いましたし、事業所におけるキット備蓄の支援の拡充ということも行っております。特に検査キットの購入、先ほど議員のほうからも数字をご紹介いただきましたが、直近の昨日の対策本部での報告ですと累計でも5,000個を超えておりますので、大変多くご利用いただいております。

こうした手軽な検査を大いにご活用いただくとともに、特に飲食を伴う行事については、マスク会食と換気ですね、これはマスク会食だけよく言われるんですが、換気がとても大事ですので、換気を徹底していただくことで、十分に開催していただけるものというふうに考えているところでございます。なお、こうした制約の緩和につきましては、政府における方針が今後変わってくる可能性も当然ありますので、引き続き、エビデンスに基づいた新たな日常生活のスタイルがどう示されているのかを注視して、随時、市民の皆様にお伝えしていきたいと考えているところでございます。以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○13番（葛谷寛徳）

今の答弁の中でもありましたようにワクチンは重症化予防であるというようなことですから、今後期待できるのが、飲み薬であるということだと思います。今ほどもあったように、県内で飛騨市しか実行していないこの無料のまちなか簡易検査センターであるとか500円で購入できる抗原検査を、こういうことを利用することによって陽性者もすぐ発見できる、いわゆるクラスターを阻止できるという、こういうことの一番大事なところが抑えられて対応されているのでこれを大いに利用していく必要があるのではないかなと思います。

こういうことと飲み薬ができてくるとかなり緩和され、イベントが続けられ、行事がやっつけけるのではないかなというふうに思いますし、昨日も、岸田首相が都道府県が行う旅行割引ですか、これを対象を全国に7月から広げたいという、国もだんだん緩和に動いているので、やっぱりこうやって無料の検査体制をされている以上、やっぱり市も、ある程度積極的に事業なりイベントなり、こういうものを前向きに開催していただきたいなと思います。

私の地元でも昨日、太子踊りを絶対やるんだということでやることになりました。やっぱり民間のいろいろな団体はなかなか躊躇しておりまして、何かのきっかけがないと、なかなかこう回っていかないというようなことがあるので、積極的にしっかりとした対応をしてやっていくんだということさえあれば、かなりのことができていくのではないかなと思っています。外国人観光客の受け入れというのは、飛騨市として積極的にこうやるんだということを考えられているのかどうか、そこをお聞きしたい。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## △市長（都竹淳也）

今はまだ団体旅行が解禁されたばかりですけども、当然、そのルートに入ってくれば、それはもう積極的に受け入れをしていくということになりますし、もう水際対策といいますか、海外から入ってくるところだけを止めればいいということでは、今はないですから、そういったことも考えても、もうインバウンドも動くようになってきていますし、そうしたお声がけ、機会等があれば、積極的に受け入れをしていくことにしたい。

また、そのためにこれも飛騨市独自の取り組みであります。宿泊施設に検査場を設けてもらうような支援をするということで、既に、今、蕪水亭さんとホテル季古季のほうで、検査ができる体制にもなっている。さらに、その拡大も今、支援をしている。そうすれば、インバウンドの方が来られたときに検査をしてもらって、その場で再度検査をしてもらって、陽性ではないことを確認する。そうすることによって、安心してお泊まりいただけるということもあると思いますので、そうしたことを武器にしながら、呼びかけを広げていきたいということでございます。

## ○13番（葛谷寛徳）

宿泊施設のほうでも、今、言われたように2軒手を挙げて、積極的に対応されているということで、いろいろ宿泊業の方もそういう制度を使って進めていただければと思います。もうすぐ夏が来ますし、夏休みも始まりますので、夏の行事、夏祭りであるとか花火であるとか、大いに楽しめるイベントも続きます。

こうやって1日も早いコロナ前の日常生活を取り戻したいと思いますので、大変でしょうけれども、今後もいろいろと対応に努力されながら、積極的に行事であるとかイベントを進めていただきたいと思います。以上で、私の質問を終わります。

〔13番 葛谷寛徳 着席〕

## ◎議長（澤史朗）

以上で、13番、葛谷議員の一般質問を終わります。以上で質疑並びに一般質問を終結いたします。

## ◆休憩

## ◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。

〔 休憩 午後4時13分 再開 午後4時14分 〕

## ◆再開

## ◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま、市長から議案第91号、令和4年度、飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）及び議案第92号、令和4年度飛騨市給食費特別会計補正予算（補正第1号）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1及び第2として議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。



（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号、及び議案第92号を日程に追加し、追加日程第1及び第2として議題とすることに決定いたしました。

◆追加日程第1 議案第91号 令和4年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）

追加日程第2 議案第92号 令和4年度飛騨市給食費特別会計補正予算（補正第1号）

◎議長（澤史朗）

追加日程第1、議案第91号、令和4年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）及び議案第92号、令和4年度飛騨市給食費特別会計補正予算（補正第1号）を会議規則第35条の規定により、一括して議題といたします。説明を求めます。

△市長（都竹淳也）

それでは、議案第91号及び議案第92号にて提案しております補正予算の審議をお願いするにあたりまして、その理由についてのご説明を申し上げます。

本議会、開会日に申し上げましたとおり、今般の原油価格物価高騰への対応につきましては、補正予算を編成する5月中旬の時点では、市の施策を検討する前提となる国や県の施策についての情報が乏しかったことから、本議会初日に上程させていただいた補正予算への関連経費の計上を見送ったところでございます。

その一方で、連休明けから市内企業や市民生活の影響調査を継続して行い、主として必要な対策を検討してまいりました。

5月30日になって国や県の施策が、おおよそ判明したことから、これらの対策でカバーされる部分とされない部分を分析し、市が取り組むべき施策を見定め、今回追加で補正予算を提案させていただくものでございます。

それでは、本補正予算における主要施策の概要につきましてご説明を申し上げます。民生費では、国の施策である住民税非課税世帯等を対象とした世帯ごとに10万円を給付する臨時特別給付金について、3,100万円を計上するとともに、低所得の子育て世帯を対象とした児童1人につき一律5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金1,500万円を計上いたしまして、その大部分をプッシュ型で支給いたします。

また、高齢者等の外出生活サービスに幅広く利用できるいきいき券について、今回新たに店頭でのガソリンや灯油購入にも利用できる生活応援いきいき券としまして、対象者1人につき1冊4,500円分を交付するため、所要額2,800万円を追加計上いたしました。

このほか高齢者の暮らしを支える移動販売、訪問理美容、居宅介護などの民間サービス事業者に対しまして、急激な価格転嫁による利用者負担を抑えるため、300万円を追加計上し、支援することといたします。

保育園給食においては、様々な食材価格が値上がりする中、食材高騰分を公費にて支援することといたしまして、所要額100万円を追加計上して、保護者の負担を据え置くことといたしました。

農林水産業費では、燃料価格の高騰などで、家畜用粗飼料、牧草の確保が困難となり、経営に深刻な打撃を与えていることから、粗飼料高騰分の一部を給付金として支給するため、所要額2,000万円を計上しております。

商工費では、食材や燃料費の高騰で市民生活に直接影響が生じていることから、市民全員が購入可能なプレミアム率20%の商品券を発行するため、所要額5,400万円を計上いたしました。また、これに併せて商工団体等が独自にイベント等を展開できる補助金200万円を計上するとともに、チラシ作成などで誘客を図る事業者向けの補助金400万円を計上いたしました。

さらに秋頃を目途に、さるぼぼコインを活用した20%ポイント還元する飛騨市まるごと大売り出しを実施するため、所要額2,000万円を今回併せて計上しております。

このほか、事業者向けの支援策といたしまして、設備投資費用の2分の1、50万円を上限に支援する補助金1,000万円を計上するとともに、県制度融資、返済ゆったり資金の信用保証料の一部を助成するため、300万円を計上いたしまして、事業資金の借り換えを支援してまいります。

教育費では、保育園同様に、学校給食の食材高騰分を公費にて支援するため、400万円計上し、保護者の負担を据え置くことといたします。

以上、今回の追加対策に係る総額は1億9,300万円となりますが、このうち市独自の施策に要する1億4,700万円については、これまでの補正予算にて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の内示額、3億7,500万円を全額予備費として計上しておりますので、そこから同額を減じることで確保しております。

したがって、補正予算の計上額は、これを除く部分となり、一般会計で4,600万円を追加し、補正後の予算総額は193億円となります。なお、この財源につきましては全額、国庫支出金となります。

最後に、保育園や学校給食の食材高騰分を公費にて支援することから、給食費特別会計も併せて補正予算を上程しております。以上をもちまして、私の提案説明を終わらせていただきます。

◎議長（澤史朗）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第85号、飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例についてから議案第88号、飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてまでの4案件につきましては、お手元に配付しました常任委員会付託一覧表のとおり、常任委員会に付託いたします。

次に、議題となっております議案第89号、令和4年度飛騨市一般会計補正予算（補正第1号）から、議案第92号、令和4年度飛騨市給食費特別会計補正予算（補正第1号）までの4案件につきましては、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、お手元に配付しました予算特別委員会付託一覧表のとおり、予算特別委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、これら4案件は議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。明日6月17日～6月21日までの5日間は常任委員会、予算特別委員会審査のため、本会議を休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。

よって、6月17日～6月21日までの5日間、本会議を休会することに決定いたしました。以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次回の会議は、6月22日水曜日午前10時を予定しております。本日はこれにて散会といたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午後4時23分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 澤史朗

飛騨市議会議員（5番） 井端浩二

飛騨市議会議員（7番） 住田清美